第4次 棚倉町障がい者計画 第5期 棚倉町障がい福祉計画 第1期 棚倉町障がい児福祉計画

> 平成 30 年 3 月 棚 倉 町



ごあいさつ

障がい者を取り巻く情勢は、近年、障がい者の権利擁護に向けた取り組みが進展し、障害者総合支援法や障害者虐待防止法、障害者差別解消法等の整備が進められ、障がい者の権利擁護や支援が推進されているところです。

また、本町におきましても、平成27年3月

に策定しました「棚倉町障がい者計画」に基づき、障がい者の自立支援や 社会参加の促進、障がい福祉サービスの充実に取り組みを進めてまいりま した。

この度、この計画期間が平成29年度で満了することから、平成30年度から平成35年度を計画期間とする「棚倉町障がい者計画」を策定したところです。

この計画では、「人をつなぎ、安心して暮らせるまち」を基本理念のもと、 町民が一人ひとりを尊重し、地域の助け合い支え合いにより、障がい者が 安心して暮らせる「共生社会」の実現に向け、障がい者の総合的な施策を 推進するものであります。

町民の皆様や地域、さらには関係者との連携を図りながら障がい者施策の推進を図ってまいりたいと考えておりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願いたします。

結びに、本計画の策定にあたりまして、ご意見やご提案をいただきました、東白川地域自立支援協議会の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました町民並びに事業所の皆様に心よりお礼申し上げます。

平成30年3月

棚倉町長 湯座 一平

《目 次》

第1部 棚倉町障がい者計画

笙	1 音	基本	的な	老え	カノ	方針
70	1 =	<i>/</i> +\ <i>/</i> +\	U'I 'A	-	<i>,</i> , , ,	_ / / 1/2

	第	1 1	節		基	本	的	な	考	え	方		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
		1		計	画	策	定	の	趣	旨	ع	目	的		•	•									•					•		1
		2		計	画	の	性	格			•	•			•	•							•	•	•							1
		3		計	画	の	位	置	づ	け		•			•	•							•	•	•					•		1
		4		計	画	の	期	間			•	•			•	•							•	•	•							2
	A-A-	_ /	he/he-		-		_	ΔI																								0
	第					-	方			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
		1			•	理	-		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
		2		基	本	Ħ	標		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
h-h-		~-			, , ,	18		1.5	۰.		,		~~	_	.i is	٠.																
第	2	早		ß	草	ינל	い	מי	₽.	6	O /	\ =	等	(J)	木	기	;															
		1		棚	倉	町	の	概	要		•	•			•	•			•				•	•	•							4
		2		障	が	い	が	あ	る	人	の	状	況		•	•			•				•	•	•	•				•		4
		(1)	棚	倉	町	に	お	け	る	障	が	L١	が	あ	る	人	の	現	状		•	•	•							4
		(2)	身	体	障	が	い	者	の	状	況		•	•							•	•	•					•		5
		(3)	知	的	障	が	い	者	の	状	況		•	•									•					•		7
		(4)	精	神	障	が	い	者	の	状	況		•	•							•	•	•					•		8
		(5)	障	が	い	児	の	状	況				•	•			-				•	•	•						•	9
第	3	章	-	1	基:	本	計	画	Ī																							
		1		陪	ゕ゙	1.	ᄍ	7 Ñ	陪	が	1.	耂	ı –	7:1	╁	ス	理	42	മ	±#	准											10
		'											の	_	-		<u>*</u>	л + •	•)E												10
				2					台育					JE.																		10
			•						-					准	上	ЯT	民	ጠ	糸	ηп												11
											-		-			_	14		•	,JL												11
			`		,	,,,			,	1		/ ⊔	<i>3</i> /J	0,	1111	. =																• • •
		2		生	活	支	援	の	た	め	の	環	境	づ	<	IJ		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	11
													充				•															12
			(2)	生	活	を	支	援	す	る	サ	_	ビ	ス	の	充	実		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12
													行	-					•													12
			(4)	情	報	提	供	の	充	実	لح	サ	_	ビ	ス	の	質	の	向	上		•	•	•				•	•	12

3	3	4	呆健	•	医	療	サ	_	ビ	ス	の	充	実		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12
		(1)	障	が	い	の	早	期	発	見		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13
		(2	2)	精	神	保	健	•	医	療	施	策	の	推	進			•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	14
		((3)	総	合	的	な	医	療	施	策	•	IJ	/١	ビ	IJ	テ	_	シ	∃	ン	の	充	実			•	•	•	14
		(4	1)	保	:健	•	医	療	•	福	祉	の	連	携	強	化		•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	14
		(!	5)	重	度	心	身	障	が	い	者	の	高	齢	化	^	の	対	応		•	•	•	•	•	•	•	•	•	14
2	1	孝		の	充	実		ス	ポ	_	ッ		文	化	芸	術	活	動	の	振	興									14
		(1)	相	談	•	支	援	体	制	の	拡	充		•	•		•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	15
		(2	2)	早	期	療	育	の	充	実		•	•		•	•		•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	15
		((3)	幼	児	期	等	に	お	け	る	共	に	育	つ	場	及	び	機	会	の	拡	充		•	•	•	•	•	15
		(4	1)	学	校	教	育	の	充	実		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	15
		(5	5)	ュ	_	バ	<u> </u>	サ	ル	デ	ザ	1	ン	教	育	の	推	進		•	•	•	•	•	•		•	•	•	15
		(6	3)	ス	ボ	_	ツ	•	文	化	芸	術	活	動	の	推	進		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	16
5	5	屌	星用	ع	就	労	の	充	実		経	済	的	自	立	の	支	援												16
		(1)	就	労	の	推	進		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	16
		(2	2)	障	が	い	者	雇	用	の	推	進		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	17
		((3)	就	労	機	会	の	拡	充	٢	賃	金	エ	賃	水	準	の	引	上	げ		•	•	•	•	•	•	•	17
		(4	1)	褔	祉	的	就	労	の	場	等	の	充	実		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	17
		(5	5)	就	業	の	確	保	等	の	総	合	的	な	相	談	機	能	の	充	実		•	•	•	•	•	•	•	17
6	3	<u> </u>	上活	·環	境	の	整	備																						17
		(1)	褔	祉	環	境	整	備	の	推	進		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	18
		(2	2)	住	宅	•	住	環	境	の	整	備	推	進		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	18
7	7	3	全全	•	安	心	対	策	の	推	進											•							•	18
		(1)	災	害	時	の	避	難	•	救	助	体	制	等	の	充	実		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	19
		(2	2)	災	害	時	の	多	様	な	情	報	伝	達	の	実	施		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	19
8	3	È		の	解	消	及	び	権	利	擁	護	の	推	進															19
		(1)	障	が	い	を	理	由	لح	す	る	差	別	の	解	消	の	推	進		•	•	•	•	•	•	•	•	19
		(2	2)	人	.権	•	権	利	を	擁	護	す	る	た	め	の	仕	組	み	づ	<	IJ		•	•	•	•	•	•	20
		((3)	成	;年	後	見	制	度	の	周	知	•	普	及		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	20
ç	9	ŕ	亍政	゙サ	·	ビ	ス	等	に	お	け	る	配	慮																20
		(1)	町	役	場	に	お	け	る	配	慮	及	び	障	が	い	者	理	解	の	推	進		•	•	•	•	•	20
华 / ⁺	辛		佐	华	\sim	+4	:	∉ /-	 4	<u>=</u>																				
第 4 :																														
1	-	-	進				. —					•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	21
	2		ム報										•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	21
3	3	i	進捗	状	況	の	管	理	及	び	評	価		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	21

第2部 棚倉町障がい福祉計画・障がい児福祉計画

第	1	章	i	計	画	策	定	15	- đ	あり	=	7	て																		
	1	<u>=</u>	一画	策	定	の	背	景	ع	主	旨																				22
	2	言	一画	の	位	置	づ	け							•	•	•		•				•	•				•	•		22
	3	言	一画	の	期	間						•			•		•	•	•				•	•				•	•		22
∽	2	章		∽	_	₩A	四字	. 4	₹1	\ \ \ \ \ \	古力	۱L	≣ ∔	画	·																
粐	_	부	•	粐	5	州	I)두	<u> 1</u> /J	٠,	`1	田 1	Ш	ĒΙ	四																	
	1	隨	か	い	福	祉	サ	_	ビ	ス	の	成	果	目	標		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	23
	(1)	施	設	入	所	利	用	者	の	地	域	生	活	^	の	移	行				•	•	•	•	•	•	•	•	•	23
	(2)	精	神	障	が	い	に	ŧ	対	応	L	た	地	域	包	括	ケ	ア	シ	ス	テ	ム	の	構	築		•	•	•	24
	(3)	地	域	生	活	支	援	拠	点	等	の	整	備		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	24
	(4)	褔	祉	施	設	か	ら	_	般	就	労	^	の	移	行	等		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		25
	2	隨	か	()	福	祉	サ	_	ビ	ス	の	見	込	量		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		26
	(1)	訪	問	系	サ	_	ビ	ス			•	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•		•	•		26
	(2)	日	中	活	動	系	サ	_	ビ	ス		•	•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•		•	•		28
	(3)	住	居	系	サ	_	ビ	ス			•			•	•	•	-	•			•	•	•				•	•		31
	(4)	相	談	支	援		•							•	•	•	•	•			•	•	•	•			•	•		32
	3	坩	1域	生	活	支	援	事	業	の	見	込	量		•	•	•	•	•			•	•	•	•			•	•		33
		(1)	必	須	事	業					•			•	•	•	•	•				•	•				•	•		33
		(2	2)	任	意	事	業								•	•	•	•	•				•	•				•	•		36
	4	É	立	支	援	協	議	会	の	役	割																				37
笙	3	章		⋍	1	甘日	陪	. 4	Š I	١١	日岩	宣	Żι⊦	= ∔	· 庙	ī															
カ	J	푸	•	יא	•	75刀	ľŦ	<u>-</u> /J	٠.	ر٠,	1 - 1	田	ТШ		ш	ı															
	1	隨	゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙	()	児	福	祉	サ	_	ビ	ス	の	成	果	目	標		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	38
	(1)	児	,童	発	達	支	援	セ	ン	タ	_	の	設	置		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	38
	(2)	保	:育	所	等	訪	問	支	援	を	利	用	で	き	る	体	制	の	構	築		•	•	•	•	•	•	•	•	38
	(3)	主	1=	重	症	心	身	障	が	い	児	を	支	援	す	る	児	童	発	達	支	援	事	業	所					
			及	ぴ	放	課	後	等	デ	1	サ	—	ビ	ス	事	業	所	の	設	置		•	•	•	•		•	•	•	•	39
	(4)	医	療	的	ケ	ア	児	支	援	の	た	め	の	協	議	の	場	の	設	置		•	•	•		•	•	•	•	40
	2	隨	か	١J	児	福	祉	サ	_	ビ	ス	の	見	込	量		•	•	•	•	•	•	•	•				•	•	•	40
笋	1	章	+	≣∔	画	ക	淕	睛	;	 	묘 /	n	占	焓	7.7	7	î ≣	亚石	#												
カ	+	7	i	ΠI	ш	U)	Æ	ニリシ	v 1,	八 /,	<i>)</i>	"	灬	1火	·X	. C	/` Ē	ТΙ	Щ												
		1	点	検	及	び	評	価	の	基	本	的	な	考	え	方		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	43
		2	点	検	及	び	評	価	体	制																					43

第3部 資料編

1	障がいをお持ちの方へのアンケート結果	•	•	•	•	•	•	•	•	•	44
2	事業所へのアンケート結里 ・・・・・										56

第1部 棚倉町障がい者計画

第1章 基本的な考え方と方針

第1節 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨と目的

本町においては、平成 27 年 3 月に平成 27 年度から 29 年度までの 3 年間を計画期間とする「第 3 次棚倉町障がい者計画」を策定し、障がい者の自立と共生の確立を目指す「健やかにみんなで支え合うまち」を基本理念として、各種障がい福祉施策を推進してきました。

この間、国においては、障がいのある人に関わる様々な制度の改革に向けた 検討が進められ、多くの関係法令が整備されました。

平成28年4月には「障害者差別解消法」が施行されるとともに、「障害者雇用促進法」が改正され、さらに、平成28年5月には「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正する法律」が可決・成立し、平成30年4月から施行されることとなっています。また、このように法制度が大きく変化する中で、国においては、平成30年度から平成34年度までを計画期間とする「第4次障害者基本計画」が閣議決定されたところです。

こうした中、本町においては「第3次棚倉町障がい者計画」が平成29年度に 計画期間が終了することに伴い、障がいのある方へのアンケート調査等を実施 し実情を把握するとともに、国及び県の障害者基本計画と整合性を図った「第 4次棚倉町障がい者計画」を策定し、障がい者施策の計画的な推進を図ります。

2 計画の性格

この計画は、行政や関係団体だけでなく、町民を中心として棚倉町をあげての「障がい福祉のまちづくり」の指針として、次のような性格を持ちます。

障害者基本法に規定されている障がい者のための施策について、また、発達 障害者支援法にある市町村の責務について長期的な視点に立ち、基本的な考え 方を示します。

3 計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法に定める「市町村障害者計画」であり、国の「第4次障害者基本計画」「第6期福島県障がい者計画」及び「第6次棚倉町振興計画」との整合性を図りつつ、「棚倉町子ども・子育て支援事業計画」等の個別計画とも連携しながら、棚倉町における障がい福祉施策推進のための指針とします。

1

4 計画の期間

第 4 次棚倉町障がい者計画の計画期間を平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 ヶ年とします。ただし、国の法律の動向や社会情勢の変化、障がいのある方の ニーズに対応するため、期間中であっても計画の見直しを行う場合があります。

第2節 基本方針

1 基本理念

障がい者施策は、「障害者基本法」第1条に基づき、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであることの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことを目指して講じられる必要があります。

本町が策定する「棚倉町障がい者計画」は、この考えに沿って、町民が一人ひとりを尊重し、地域の助け合い・支え合いにより、障がい者が安心して暮らせる「共生社会」の実現に向け、「人をつなぎ、安心して暮らせるまち」を基本理念として、障がい者の自立及び社会参加を推進するため、障がい者が自らの能力を最大限発揮できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を除去するために、町が取り組むべき施策の基本的な方向を定めます。

2 基本目標

基本理念を具体化するために、9つの基本目標と、それに基づく主要施策により、共生社会の実現に向けた障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施します。

(1) 障がい及び障がい者に対する理解の推進

町民に障がい及び障がい者に対する正しい理解を広く浸透し、障がいのある人もない人も地域活動へ積極的に参加して、日常的なふれあいや交流、ボランティア活動が行われるよう、啓発・広報活動や学校、地域における福祉教育を積極的に推進します。

(2) 生活支援のための環境づくり

すべての人の人権が尊重されなければならないという考え方に基づいて、障がい者及び障がい児が個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービス等の支援の充実を図ります。

(3) 保健・医療サービスの充実

障がいの早期発見に努めるとともに、障がい者が身近な地域で保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、適切な対応

に努めます。特に、入院中の精神障がい者の退院、地域移行を推進するため、 精神障がい者が地域で暮らせる環境の整備に取り組むとともに、難病に関する 施策の推進と障がい原因となる疾病等の予防・治療の充実を図ります。

(4) 教育の充実、スポーツ・文化芸術活動の振興

障がいのある児童生徒が必要な支援のもと、その年齢及び能力、特性に応じた十分な教育を受けることができるよう努めます。

また、障がい者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう、環境整備等を推進します。

(5) 雇用と就労の充実、経済的自立の支援

一般就労を希望する障がい者には、できる限り一般就労できるように、一般 就労が困難である障がい者には就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向 上するように、総合的な支援を推進します。

また、経済的負担の軽減等につながるよう、各種支援制度の周知を図ります。

(6) 生活環境の整備

障がい者が安心して生活できる住宅の確保や、建築物、公共交通機関等のユニバーサルデザイン化やバリアフリー化を推進します。

(7) 安全・安心対策の推進

障がいのある人が安全・安心な地域社会の中で生活ができるよう、災害時避難行動要支援者の支援体制整備の取組みを進めます。

(8) 差別の解消及び権利擁護の推進

障害者差別解消法に基づき、障がいを理由とする差別の解消に取組むととも に、障害者虐待防止法に基づく障がい者虐待防止等の障がい者の権利擁護のた めの取組みを推進します。

(9) 行政サービス等における配慮

町職員等が障がい者への理解促進を図るとともに、障がい者が権利を円滑に 行使することができる環境の整備を進めます。

第2章 障がいがある人等の状況

1 棚倉町の概要

棚倉町は、福島県の南部、東白川郡の北部に位置し、町の東側は鮫川村、浅川町、西側は栃木県の那須町・大田原市、南側は、塙町、矢祭町、北側は白河市に接し、総面積 159.93 km 東西に約 19.6km、南北に 17.4km の奥久慈の豊かで美しい自然に囲まれた城下町です。

気候は、年間を通じて比較的温暖な北関東圏の気候に属しており、平均気温は 12.5℃前後です。近年、ゲリラ豪雨や爆弾低気圧による積雪など気象の変化はあ りますが、災害も少なく過ごしやすい地域です。

地形的には、東部は阿武隈山系に属する丘陵地、北部は阿武隈川の支流の社川が東に流れ、平坦な地形になっています。 南西部は標高 1,022m の八溝山を中心とした八溝山系の山岳地帯で、八溝山を源とする久慈川が流れ、その流域は、農耕地が広がっています。

人口は、国勢調査結果で、昭和 30 年 (19,443 人) から昭和 50 年 (16,059 人) まで減少を続け、その後、平成 2 年 (16,606 人) にかけて増加しますが、増減を 繰り返し平成 30 年 1 月 1 日現在で 14,327 人になっています。

世帯数と1世帯当たりの人員は、昭和30年が3,336世帯で5.8人、平成30年1月1日現在5,002世帯で2.9人と世帯数は増加しましたが、1世帯当たりの人員が減少し、核家族化の傾向が続いているものと想定されます。

2 障がいがある人の状況

(1) 棚倉町における障がいがある人の現状

本町における障がいのある人の数は、平成29年4月1日現在、身体障がい、 知的障がい、精神障がいのある人(身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい 者保健福祉手帳)の合計で、816人となっています。

また、自立支援医療(精神通院)受給者証所持者数は 136 人となっています。

棚倉町における障がいのある人の状況

平成29年4月1日現在

	身体障がいの ある人	知的障がいの ある人		がいの る人
区分	身体障がい者 手帳所持者数	療育手帳 所持者数	精神障がい者 保健福祉手帳 所持者数	自立支援医療 (精神通院)受給 者証所持者数
	619 人	129 人	68 人	136 人
手帳所持者計		816 人		

(2) 身体障がい者の状況

本町の身体障がい者手帳所持者数は、平成29年4月1日現在、619人となっており、平成27年4月1日現在と比較すると26人減少しています。

障がい程度別では、「1級・2級」の重度障がい者が19人減少、「3級・4級」の中度障がい者が4人減少、「5級・6級」の軽度障がい者が3人減少となっています。

障がい区分別では、「肢体不自由」が 30 人、視覚障がいが 4 人減少する一方で、内部障がいが 6 人増加し、全体に占める割合も大きくなっています。

年齢構成別では、18歳以上65歳未満が19人、65歳以上が9人減少している 一方、18歳未満が2人増加しています。

施設入所者等の状況は平成 29 年 4 月 1 日現在で障がい者支援施設(身体障がい)に 5 人が入所しています。

身体障がい者手帳所持者の等級別状況

各年度 4 月 1 日現在

区	分	平成 2	7年度	平成 2	8年度	平成 2	9 年度
	73	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
1	級	229 人	35.5%	229 人	35.9%	223 人	36.0%
2	級	119 人	18.4%	112 人	17. 6%	106 人	17.1%
3	級	74 人	11.5%	77 人	12.1%	76 人	12.3%
4	級	151 人	23.4%	149 人	23.4%	145 人	23.4%
5	級	42 人	6.5%	40 人	6.3%	38 人	6. 2%
6	級	30 人	4. 7%	30 人	4. 7%	31 人	5.0%
合	計	645 人	100.0%	637 人	100.0%	619 人	100.0%

身体障がい者手帳所持者の程度別状況

各年度4月1日現在

区分	平成 2	7年度	平成 2	8年度	平成 2	9 年度
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
重度(1~2級)	348 人	53.9%	341 人	53.5%	329 人	53.2%
中度(3~4級)	225 人	34.9%	226 人	35.5%	221 人	35. 7%
軽度(5~6級)	72 人	11. 2%	70 人	11.0%	69 人	11.1%
合 計	645 人	100.0%	637 人	100.0%	619 人	100.0%

身体障がい者手帳所持者の障がい区分別状況

各年度4月1日現在

区分	平成 2	7 年度	平成 2	8 年度	平成 2	9 年度
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
視 覚	65 人	10.1%	65 人	10.2%	61 人	9.8%
聴覚•平衡機能	23 人	3.6%	24 人	3.8%	24 人	3.9%
音声・言語	4 人	0.6%	5 人	0.8%	5 人	0.8%
肢 体 不 自 由	363 人	56.3%	350 人	54.9%	333 人	54.0%
内 部 障 が い	190 人	29.4%	193 人	30.3%	196 人	31.5%
合 計	645 人	100.0%	637 人	100.0%	619 人	100.0%

身体障がい者手帳所持者の年齢別状況

各年度4月1日現在

区	分		平成 2	7 年度	平成 2	8 年度	平成 2	9 年度
	<i>ח</i>		人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
18歳	未	満	6 人	0.9%	6 人	0.9%	8 人	1.3%
18 歳以上	. 65 歳	未満	186 人	28.9%	179 人	28.1%	167 人	27.0%
6 5 歳	以	上	453 人	70. 2%	452 人	71.0%	444 人	71.7%
合		計	645 人	100.0%	637 人	100.0%	619 人	100.0%

身体障がい者施設入所状況

平成 29 年 4 月 1 日現在

	福島県きびたき寮(西郷村太陽の国)	1 人
障がい者支援施設	福島県ひばり寮(西郷村太陽の国)	2 人
	南東北さくら館(郡山市)	1 人
指定障がい者支援施設	カナン村 (いわき市)	1 人
計		5 人

(3) 知的障がい者の状況

本町の療育手帳所持者数は、平成29年4月1日現在129人となっており、平成27年4月1日と比較すると14人増加しています。

障がい程度別では、中度・軽度(療育手帳B」の割合が 65.1%となっており、 人数も 13 人増加しています。

年齢別では、18歳未満、18歳以上それぞれ7人ずつ増加していますが、18歳未満の増加割合が大きくなっています。

施設入所者等の状況は、平成29年4月1日現在で障がい者支援施設(知的障がい)に15人が、また指定障がい者支援施設(知的障がい)に2人が入所しています。

療育手帳交付状況

各年度4月1日現在

区分	平成 2	7 年度	平成 2	8 年度	平成 2	9 年度
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
重 度 (A)	44 人	38.3%	45 人	36.3%	45 人	34.9%
中度·軽度(B)	71 人	61.7%	79 人	63.7%	84 人	65.1%
合 計	115 人	100.0%	124 人	100.0%	129 人	100.0%

療育手帳所持者の年齢別状況

各年度4月1日現在

区分		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度			
		73		人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
1 8	歳	未	満	30 人	26.1%	36 人	29.0%	37 人	28. 7%
1 8	歳	以	上	85 人	73.9%	88 人	71.0%	92 人	71.3%
合			計	115 人	100.0%	124 人	100.0%	129 人	100.0%

知的障がい者施設入所状況

平成29年4月1日現在

	矢吹しらうめ荘 (矢吹町)	4 人
	福島県けやき荘(西郷村太陽の国)	1 人
障がい者支援施設	福島県かしわ荘(西郷村太陽の国)	1 人
	はなわ育成園(塙町)	7 人
	さざなみ学園(西郷村)	2 人
指定障がい者支援施設	石川共生園 (石川町)	2 人
計		17 人

(4) 精神障がい者の状況

本町の精神障がい者保健福祉手帳所持者は、平成 29 年 4 月 1 日現在 68 人となっており、平成 27 年 4 月 1 日現在と比較すると 26 人増と大幅に増加しています。

障がい程度別では、2級と3級が大幅に増加しており、特に3級は平成27年4月1日現在と比較すると2.3倍となっています。

また、通院治療を目的とした自立支援医療(精神通院医療)を受けている方は、136人となっています。

精神障がい者保健福祉手帳所持者数

各年度4月1日現在

区分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
1 級	5 人	11.9%	5 人	9.4%	6 人	8.8%
2 級	25 人	59.5%	28 人	52.8%	33 人	48.5%
3 級	12 人	28.6%	20 人	37.8%	29 人	42.7%
合 計	42 人	100.0%	53 人	100.0%	68 人	100.0%

精神障がい者保健福祉手帳所持者の年齢別状況

各年度 4 月 1 日現在

区分		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度			
		分		人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
1 8	歳	未	満	1人	2.4%	2 人	3.8%	7 人	10.3%
1 8	歳	以	上	41 人	97.6%	51 人	96.2%	61 人	89.7%
合			計	42 人	100.0%	53 人	100.0%	68 人	100.0%

自立支援医療(精神通院医療)受給者証所持者の年齢別状況 各年度4月1日現在

区分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
1 8 歳 未 満	3 人	2.3%	3 人	2. 2%	4 人	2.9%
18 歳以上 65 歳未満	110 人	84.6%	113 人	81.9%	112 人	82.4%
6 5 歳 以 上	17 人	13.1%	22 人	15.9%	20 人	14. 7%
合 計	130 人	100.0%	138 人	100.0%	136 人	100.0%

(5) 障がい児の状況

本町の障がい児の状況は、身体障がい者手帳所持者は平成29年4月1日現在8人となっており、平成27年4月1日現在と比較すると2人の増加ですが、養育手帳所持者数は30人から37人と大幅に増加しています。

また、精神障がい者保健福祉手帳所持者数は、1人から7人、自立支援医療(精神 通院医療)受給者証所持者数は、3人から4人にそれぞれ増加しています。

障がい児の状況 (再掲)

各年度4月1日現在

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
身体障害者手帳所持者数	6 人	6 人	8 人
養育手帳所持者数	30 人	36 人	37 人
精神障害者保健福祉手帳所持者数	1人	2 人	7 人
自立支援医療(精神通院医療)	3 人	3 人	4 人
受給者証所持者数	3 人	3 人	4 🔨
合 計	40 人	47 人	56 人

第3章 基本計画

1 障がい及び障がい者に対する理解の推進

【現状と課題】

基本理念に掲げた「共生社会」の実現を図るためには、障がいや障がい者について、社会全体の関心と理解を深めていくことが必要です。

こうしたことから、障がいのある人に対する思いやりや助け合いの気持ちを持つ心豊かな人づくりを進めていくことが課題となっています。

このため、町民に障がい及び障がい者に対する正しい理解が広く浸透するよう、 啓発・広報活動や学校、地域における福祉教育を積極的に推進するとともに、障 がいのある人もない人も地域社会に積極的に参加して、日常的なふれあいや交流、 様々なボランティア活動が行われるような仕組みを構築していくことが重要です。

アンケート結果

- ・将来地域で暮らしたいと思っている方は、約4割となっている。また、地域で生活するためには、約3割の方が地域住民の理解が必要だと考えている。
- ・「障がいがある人が暮らしやすい棚倉町になるために何が必要か」について、約4人 に1人が「障がいの理解を促す福祉教育や啓発活動」が必要だと考えている。

【今後の方向性】

町民に障がい及び障がい者に対する正しい理解が広く浸透し、障がいのある人もない人も地域活動へ積極的に参加して、日常的なふれあいや交流、ボランティア活動が行われるよう、啓発・広報活動や学校、地域における福祉教育を積極的に推進します。このことにより、障がいのある人もない人も互いに認め合い、尊重し、支え合いながら暮らすことのできる共生社会の実現を目指します。

■主要施策■

(1) 啓発・広報活動の推進

- ○広報たなぐら、町ホームページ等の各種媒体を通じて、障がい福祉に関する 町民理解のための広報活動を推進します。
- ○「障害者週間」を中心として、各種行事の展開により積極的に町民の理解を推 進します。

(2) 福祉教育の推進

- ○障がいのある子どもと、障がいのない子どもや地域の人々が交流及び共同学 習を行い、互いの違いを認め合い、尊重し合う心を育てる教育を推進します。
- ○地域住民の障がいへの理解を深めるため、障がい福祉サービス事業所等による障がいに関する理解促進の研修会や障がいのある人との交流会等の事業を推進します。

(3) 地域での交流の推進と町民参加

- ○町や各種団体、地域等が行う文化活動やスポーツ大会、レクリエーション等の行事を通じて、交流・ふれあいを推進します。
- ○社会福祉協議会等が地域で開催する障がい福祉に関する各種大会、講座や福祉教育を通じて地域住民の福祉意識の向上を図ります。

(4) ボランティア活動の推進

○地域のニーズに応じたボランティア養成を行うとともに、町民のボランティ ア活動への理解と参加を推進します。

2 生活支援のための環境づくり

【現状と課題】

障がい者及び障がい児が個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を 営むためには、必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けながら、障が い者が自ら生活する場所を選択できる環境を整えることが大切です。

また、本人の意向を尊重した上で施設入所者や退院可能な精神障がい者を地域 生活へと移行できる環境を整えることも求められており、相談支援体制の整備や 充実、入所施設等の生活の場の確保と質の向上等が課題となっています。

こうした環境を整えていくためには、相談支援体制や生活支援サービスの充実、 地域生活への移行支援、重度障がい児者への支援、情報提供の充実とサービスの 質の向上など、単一のサービス提供ではなく複合的な利用者本位のサービス提供 体制の仕組みを構築していくことが重要です。

アンケート結果

- ・福祉サービスの情報については、約4割の方が「あまり伝わってこない」「伝わって こない」と感じている。
- 「障がい者が地域で生活するために、どのような支援があればよいか」については、 約4割の方が「必要な在宅サービスが適切に受けられること」を挙げている。
- ・現在、利用している福祉サービスについては、約6割の方が「相談支援」、4割の方が「生活介護」を利用しているが、今後利用したい福祉サービスでは、就労移行・継続支援や共同生活支援、地域生活支援等を利用したいという方が増えている。

【今後の方向性】

障がい者及び障がい児が個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活 を営むことができるよう、障がい福祉サービス等の支援の充実を図ります。

このことにより、障がいのある人の社会参加の機会が確保され、どこで誰と生活するかについての選択ができる共生社会の実現を目指します。

■主要施策■

(1) 相談支援体制の充実

- ○障がいのある人の支援に関わる福祉担当者や保健師等の町職員の対応力を高めるとともに、幼稚園や小・中学校及び関係機関との連携を強化することにより相談しやすい環境づくりを進めます。
- ○障がいのある人が、住み慣れた地域、家族で、個人としての尊厳にふさわし い日常生活又は社会生活が営むことができるよう、町役場だけでなく身近な ところで相談や支援ができる体制の整備を推進します。
- ○障がい者による相談活動などの取組みを支援するなど、障がい者がより相談 しやすい環境づくりを進めます。

(2) 生活を支援するサービスの充実

- ○障がい者が住み慣れた地域で生活し、様々な分野で生き生きと活動できるようにすること、及び必要なサービスや医療ケアを適切に受けることができるようにすることを目的とした日常生活を支援する在宅サービスの充実を目指します。
- ○障がい者の社会参加をより円滑にするために、外出に対する支援策を推進します。
- ○障がい者の一般就労を促進するとともに、自立した生活基盤の確保や働くことの生きがいにつながる福祉的労働の場等の充実を図ります。
- ○障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができる住まいや生活 の場の確保を図ります。
- ○地域での安定的な生活を送れるよう、各種手当の支給や医療費の助成を行います。

(3) 地域生活への移行支援

○施設入所者や退院可能な精神障がい者等が、本人の希望に沿って円滑に地域 生活に移行するための支援を行います。

(4)情報提供の充実とサービスの質の向上

- ○障がい者自身が自分に合った事業者やサービス内容を適切に選べるよう、わ かりやすい情報提供に努めるとともにサービスの質の向上を図ります。
- ○障がい福祉サービスに従事する人材の育成と質的向上のため事業所等の人材 育成を支援します。

3 保健・医療サービスの充実

(現状と課題)

障がいを早期に発見し重症化しないようにするには、健康診査の実施や、気軽に相談でき、早期に療育を受けられる体制が必要です。本町では、乳幼児健康診

査等を行っていますが、近年は発達関係の相談が増えてきており、今後、関係機関等との連携のもとで障がいの早期発見・早期療育が可能となるような体制整備がいっそう求められています。20歳以上で障がい者となった原因としては、交通事故等によるケガのほか、生活習慣病が原因であることも多いことから、より一層町民の健康づくりを支援していくことが必要です。

また、精神障がい者保健福祉手帳所持者数の増加も顕著であることから、こころの健康づくりの推進など、予防事業のさらなる充実が必要です。

アンケート結果

- ・医療ケアについては、約2割の方が受けており、定期に通院している方は約9割となっている。
- •「医療・健康管理で困っていること」については、「医療機関までの交通手段」、「障がいのある方を見てくれる病院が無い」、「自覚症状をうまく伝えられない」の回答が多い。
- 「災害時に避難所で困ること」については、約4人に1人が「病院での医療が受けられないこと」を挙げている。

【今後の方向性】

障がい者及び障がい児が、個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活 を営むことができるよう、障がい福祉サービス等の支援の充実を図ります。

このことにより、障がいのある人の社会参加の機会が確保され、どこで誰と生活するかについての選択ができる共生社会の実現を目指します。

また、障がいの早期発見に努めるとともに、障がい者が身近な地域で保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、適切な対応に努めます。特に、入院中の精神障がい者の退院、地域移行を推進するため、精神障がい者が地域で暮らせる環境の整備に取り組むとともに、難病に関する施策の推進と、「第2次健康たなぐら21計画」により、障がいの原因となる疾病等の予防・治療の充実を図り、障がい者が医療面等での安心感と満足感をもつことができる共生社会の実現を図ります。

■主要施策■

(1) 障がいの早期発見

- ○障がいの早期発見を推進するため、乳幼児健康診査時における発達支援体制の強化や、小児・周産期体制の充実を図ります。また、障がい児の育児にかかる相談体制を充実するとともに、療育機関等の関係機関との連携強化を推進します。
- ○幼稚園等の職員の対応力を高めるとともに、子どもの育ちの支援を進めつつ、 障がいに対する理解促進や相談体制の連携強化を推進します。
- ○障がい児相談支援事業の拡充に努めるとともに、児童の個々の状況に応じた 療育支援ができるよう努めます。
- ○がん等の生活習慣病の早期発見・早期治療を図るため、各種健診 (がん検診など) や健康教育、健康相談の実施に努めます。

(2) 精神保健・医療施策の推進

- ○精神障がいに対する正しい理解を推進するために、講演会や刊行物の配付などの広報を通じて、普及啓発に努めます。また、うつ病などの早期発見と早期受診は自殺対策の観点からも重要であり、町民への普及啓発のほか、精神科医療機関と他の医療機関との連携を推進します。
- ○保健福祉事務所、医療機関、相談支援事業所など関係機関の連携を深め、未 受診、治療中断者などきめ細かい支援が必要な方に対応できる体制づくりを 進めます。また、引きこもり状態ある人や家族への支援策のさらなる充実に ついて検討します。
- ○精神障がい者が、地域の一員として安心して生活できるよう、精神障がいに 対応した住まい・医療・介護・介護予防・生活支援の各サービスが一体的に 提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた協議を実施します。

(3) 総合的な医療施策・リハビリテーションの充実

○自立した地域生活や職場復帰、社会復帰に向け、適切なリハビリテーション に取り組めるよう、自立訓練等の機能訓練を推進します。

(4) 保健・医療・福祉の連携強化

○障害者総合福祉法の施行により、難病患者等を含め支援を必要とする方々が 安心して生活を送ることができるよう、関係機関の連携強化を図り、切れ目 のないサービスが提供できる体制づくりを進めます。

(5) 重度心身障がい者の高齢化への対応

○重度心身障がい者及びその家族の高齢化に伴う課題に対応するため、介護保 険など高齢者福祉施策との一体的な推進を図ります。

4 教育の充実、スポーツ・文化芸術活動の振興

【現状と課題】

障がいの早期発見・早期療育を目的として、主に就学前児童の健康相談等を行っていますが、相談を希望する幼児数が年々増加しています。

また、自閉症などの発達障がいを有する障がい児も増加しており、相談支援や 必要な情報の発信、普及・啓発等が求められています。

町内に特別支援学校はないため、支援の必要な児童生徒は、長距離通学等を余儀なくされています。

また、障がい児が様々なスポーツや文化活動に参加でき、生活の質を高められるような環境整備も求められています。

アンケート結果

「通園・通学で困っていること」については、「特に困っていることはない」が4割

いるものの、「学校や先生の特別支援に対する理解や配慮が足りない」「友だちができない」等の回答も多い。

- 「学校に望むこと」については、「能力や障がい状況に合った指導」、「就学や進路相談等相談体制の充実」、「生活や学習場面での困難を克服できるような指導」を望む意見が多い。
- ・「障がいがある人が暮らしやすい棚倉町になるために何が必要か」 について、約 15% が「保育所や学校の受入体制の整備」を挙げている。

【今後の方向性】

障がいのある児童生徒が必要な支援のもと、その年齢及び能力、特性に応じた 十分な教育を受けることができる機会が提供されるように努めます。

このことにより、障がいのある人が十分な教育の機会が提供され社会のすべて の場面に参加できる共生社会の実現を目指します。

■主要施策■

(1) 相談・支援体制の拡充

- ○個別支援ファイル「東白川サポートブック」などを活用し、就学前・就学期・ 卒業後などライフステージのあらゆる段階を通じて、一貫した相談支援体制 の充実を図ります。
- ○学齢期における共に学ぶ環境づくりを進めます。
- ○障がい者の社会参加を促進するため、生涯を通じ学習できる機会を整えます。

(2) 早期療育の充実

- ○より身近な地域で障がいの早期発見、早期療育が可能となるよう早期療育体 制の充実を図ります。
- ○発達障がいなど多様化する児童の障がいへの専門的な対応が可能となるよう、 相談支援や職員研修の充実を図ります。

(3) 幼児期等における共に育つ場及び機会の充実

○幼児期等において、共に育つ場及び機会を充実するため、保育園、幼稚園及 び放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れ推進に努めます。

(4) 学校教育の充実

- ○障がいの有無にかかわらず互いの個性を尊重し合いながら学んでいくことが できるよう、障がいの状態に応じた様々な学びの場の確保に努めます。
- ○保育園、幼稚園、小・中学校など教育機関との連携強化を図ります。

(5) ユニバーサルデザイン教育の推進

- ○年齢や障がいの有無にかかわらず、すべての児童・生徒にわかりやすいよう 工夫した教育環境の推進を図ります。
- ○障がい者用トイレやスロープの設置、介助者の人的配置などのバリアフリー の充実を図ります。

(6) スポーツ・文化芸術活動の推進

- ○障がい者が様々なスポーツや文化芸術活動に参加できるよう、各種大会やイベントなどの情報提供の充実を図ります。
- ○障がい者がスポーツや文化芸術活動に取り組みやすいような環境づくりとして、活動機会や展示・発表機会などの充実を図ります。

5 雇用と就労の充実、経済的自立の支援

【現状と課題】

雇用や就業への支援は、障がい者が地域で自立した生活を送るための所得の確保や働くことによる生きがいづくりにつながることから、非常に重要な施策です。 現状を見ると、障がい者の就労意識は高いものの就職状況は非常に厳しいものがあるほか、法定雇用率に達していない企業も依然として見られます。

平成 30 年 4 月からは精神障がい者の雇用が義務化され、障がい者の就業促進がいっそう求められています。

また、職場環境への適応が困難であったり、厳しい雇用環境に離職を余儀なく される障がい者も多く、こうした人たちへの再就職に向けた支援や雇用を継続す るための支援も課題となっています。

アンケート結果

- •「今後、収入を得る仕事をしたいか」について、約3人に1人が「仕事をしたい」と 考えている。
- ・「働くために必要だと思うこと」については、「近所に働く場所があること」、「障がいのある人に適した仕事であること」、「通勤手段の確保」と考えている方が多い。
- ・「地域で生活するために、必要な支援」について、約36%の方が「経済的な負担の軽減」をあげている。

【今後の方向性】

一般就労を希望する障がい者にはできる限り一般就労できるように、一般就労が困難である障がい者には、就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するように総合的な支援を推進します。

あわせて、経済的負担の軽減等につながるよう各種支援制度の周知を図ります。 このことにより、障がいがある人が、地域で自立した生活を送ることができる 共生社会の実現を目指します。

■主要施策■

(1) 就労の推進

○国や県の雇用促進事業との連携をより密にし、雇用を促進するための啓発活動を進めます。

(2) 障がい者雇用の推進

- ○町職員採用について、民間企業に率先して障がい者雇用の推進を図ります。
- ○ハローワークと協力し、障がいのある方の個々のニーズに応じた個別的な求 人開拓の実施やマンツーマンによる就職支援の実施など、きめ細やかなサー ビスの提供が可能となる支援体制を整備します。

(3) 就労機会の拡充と賃金工賃水準の引上げ

- ○「優先調達推進法」の趣旨を踏まえ、町内における障がい者雇用を推進して いる企業及び団体への支援や、障がい者就労施設等の製品の販売支援の一層 の充実を図ります。
- ○障がい者就労施設等の仕事の確保のため、障がい者就労施設への簡易作業の 発注拡大を図ります。

(4) 福祉的就労の場等の充実

○自立した生活に必要な経済的基盤の確保や働くことによる生きがいの創出を 目的とした福祉的就労の場等の充実を図ります。

(5) 就業の確保等の総合的な相談機能の充実

- ○相談機能の充実を図ることで、就職を希望する特別支援学校卒業生や就労移 行支援事業所の通所者等の就業を推進します。
- ○地域で職業的な自立を目指す人についても、生活困窮者自立支援制度等のほか、他の制度を有効に利用し、就労に結びつけることとします。

6 生活環境の整備

【現状と課題】

障がいのある人が社会参加する際の様々なニーズに対応していくには、長期的で段階を踏んだユニバーサルデザイン化を推進していく必要があります。

また、道路や建物等のハード整備だけでなく、外出に付き添う人などボランティア等の人的な援助体制も構築していくことが重要です。

このほか障がい者が地域で自立して生活できる多様な暮らしの場の確保も極めて重要な課題です。

アンケート結果

- •「道路や公共交通機関、施設等のバリアフリー化をどのように感じていますか」については、「かなり改善した」が約8%で、「改善したが改善の余地がある」が40%、「改善したとは思えない」が26%となっている。
- ・「障がいがある人が暮らしやすい棚倉町になるために何が必要か」 について、約 13% の方がバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進を挙げている。

【今後の方向性】

障がい者が安心して生活できる住宅の確保や、建築物、公共交通機関等のユニバーサルデザイン化を推進します。

このことにより、障がいのある方の社会参加が促進され、誰もが快適で暮らし やすい生活環境が整った共生社会の実現を目指します。

■主要施策■

(1) 福祉環境整備の推進

- ○すべての人が公共施設、道路、公園、公共交通機関等を利用しやすくなるよう都市環境の整備を推進します。
- ○障がいのある子どもが安心して遊べる遊具等を設置した公園の整備を推進し ます。
- ○ハード整備だけでなく、人材育成やボランティア等による協力を推進し、人 的支援体制づくりの充実を図ります。

(2) 住宅・住環境の整備推進

- ○町営住宅等公営住宅における住まいや生活の場の確保を図ります。
- ○障がいのある方の賃貸住宅等への入居支援等、住宅の環境整備に関する相談・ 支援を実施します。

7 安全・安心対策の推進

【現状と課題】

平成23年3月に発生した東日本大震災では、多くの犠牲者が発生しました。その中でも、障がい者の死亡率は被災した全体の死亡率の約2倍との調査結果もあります。

災害発生時の障がい者の避難支援、安否確認等の仕組みや緊急情報の伝達方法 等を早急に検討する必要があります。

また、障がい者自らも災害時に円滑な支援が受けられるよう、日頃から孤立しないための取組みや隣近所との関係づくりが重要です。

アンケート結果

- 「火事や災害時の避難場所」については、約半数の方が「知らない」と答えている。
- 「家族が不在時の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか」については、約半数の方が「いない」と回答している。
- •「避難所で困ること」については、「安全なところまで避難できない」「周囲とのコミュニケーションがとれない」の回答が多くなっている。

【今後の方向性】

防災・防犯対策の推進や消費者トラブルの防止及び被害からの救済を図り、障がい者の安全・安心な地域社会の中で生活できることができる共生社会の実現を目指します。

■主要施策■

(1) 災害時の避難・救助体制等の充実

○重度の障がい者については、災害時避難行動要支援者を町が把握しているため、事前提供の同意を得られた方の名簿を協力がいただける避難支援関係機関に事前提供し、円滑な支援体制の整備を進めます。

また、同意が得られていない方については、様々な機会を通して同意の取得 に努めていきます。

○障がいのある方が参加する防災訓練を実施します

(2) 災害時の多様な情報伝達の実施

○災害発生時において、防災無線やメール等、様々な障がい特性に応じた情報 伝達手法の多様化に努めます。

8 差別の解消及び権利擁護の推進

【現状と課題】

「障害者差別解消法」や「障害者虐待防止法」が施行され、障がい者が地域で 安心して日常生活を営むことができるよう、差別の解消や虐待の防止、成年後見 制度の利用促進等の取組みを進めていくことが重要となっています。

アンケート結果

- 約3人に1人は障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがある。
- ・成年後見制度を知っている方は、約23%となっている。

【今後の方向性】

「障害者差別解消法」に基づき、障がいを理由とする差別の解消に取り組むとともに、「障害者虐待防止法」に基づく虐待防止等の障がい者の権利擁護のための取組みを推進します。このことにより、すべての町民が障がいの有無によってわけ隔てることなく、相互に人格と個性を尊重し、一人ひとりを大切にする共生社会の実現を目指します。

■主要施策■

(1) 障がいを理由とする差別の解消の推進

- ○「障害者差別解消法」の基本方針に基づき、障がい者に対する合理的配慮や 権利擁護などに適切に対応していきます。また、障がいを理由とする相談・ 紛争解決体制等を整備します。
- ○改正障害者雇用促進法に基づき、障がい者と健常者との均等な機会及び待遇 の確保並びに障がい者の有する能力が有効に発揮できるための取組みを推進 します。

(2)人権・権利を擁護するための仕組みづくり

- ○相談体制等の充実を図り、障がい者への虐待防止や早期発見に努めます。
- ○障がいのある人の人権・権利を擁護するため、関係機関と連携し「法律相談」 「人権相談」等の相談体制の充実を図ります。
- ○福祉サービス利用者等からの苦情について、関係機関と連携し、解決に努め、 福祉サービス利用者等の権利擁護及び福祉サービスの向上に努めます。
- ○判断能力が十分でないため、適切なサービスを利用することが困難な障がい のある人に対して、サービスの適切な選択・利用、金銭管理等を支援するた め、「日常生活自立支援事業」の普及啓発と利用推進を図ります。

(3) 成年後見制度の周知・普及

○関係機関と連携しながら、障がいのある人の人権や権利を擁護する成年後見 制度の周知・普及を図ります。

9 行政サービス等における配慮

【現状と課題】

「障害者差別解消法」が平成28年4月に施行され、地方公共団体等の事務・事業の実施にあたっては、障がい者が必要とする社会的障壁を除去の実施について、必要かつ合理的配慮を行う必要があり、職員がこれらを正しく理解する必要があります。

アンケート結果

- ・「障がいがある人が暮らしやすい棚倉町になるために何が必要か」については、「相 談窓口体制の充実・手続きの簡素化」の回答が最も多い。
- ・約 10 人に 1 人の方が、役所や医療機関などの公共機関で「障がいがあることで差別 や嫌な思いをしたことがある」と回答している。

【今後の方向性】

町職員等が障がい者理解の推進を図るとともに、障がい者が権利を円滑に行使することができる環境を整備し、障がい者が行政機関等による適切な配慮を受けることができる共生社会の実現を目指します。

■主要施策■

(1) 町役場における配慮及び障がい者理解の推進

- ○職員が適切に対応するための障がい者差別解消職員対応要領を策定し、関係 機関と連携して法の円滑な運用に取り組みます。
- ○職員研修等を実施し、意識の高揚を図るとともに、窓口等における障がい者 への合理的な配慮を提供します。
- ○障がい者が利用しやすいよう、公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデ ザインの実践等の環境整備を推進します。

第4章 施策の推進体制

1 推進体制と連携強化

棚倉町障がい者計画を着実に推進するためには、国や県、近隣市町村等の広域的にわたる福祉行政及び地域住民・障がい者関係団体・社会福祉協議会・障がい福祉サービス事業者など、関係機関と連携をとりながら、それぞれの役割分担と責任を明確にし、福祉施策を進めていく必要があります。

障がいのある人が地域社会で自立して生活できるよう、地域社会全体で支える 体制づくりが求められています。

障がい福祉行政を推進するためには、多種多様な福祉サービスの提供が不可欠となりますが、各サービスの利用者数が少ないために、同一箇所での利用が困難な場合があります。そこで、広域的に取り組む必要がある障がい福祉サービスの提供は、国・県及び近隣市町村等との連携強化が必要となります。

これらのことを踏まえ、地域と行政、専門的機関等をつなげ、支援を必要とする人の早期発見、早期対応ができるような体制づくりを目指します。

2 広報・啓発活動の推進

障がいのある人が住み慣れた地域で暮らしていくために、障がいの内容や障がいのある人に対する正しい理解と認識を深める広報・啓発活動、障がい及び障がい者理解のための取組み、ボランティア活動等の推進のための取組みを、行政、社会福祉協議会、企業、NPO団体等と連携して進めていきます。

3 進捗状況の管理及び評価

事業や取組みの進捗状況については、本計画の実施状況を1年に1回点検し、 障がい者施策や関連施策の動向を踏まえながら、第4次計画の中間評価を行い、 必要があるときは計画の変更や見直し等の措置を講じることとします。

また、本計画の推進は、「東白川地域自立支援協議会」等と連携し、障がい者の実態や意見も把握しながら行います。

第2部 棚倉町障がい福祉計画・障がい児福祉計画

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

平成 18 年 4 月に障害者自立支援法が施行され、市町村に障害福祉計画策定が義務付けされたことに伴い、本町ではこれまで棚倉町障がい福祉計画を策定し、障がいのある人に関する施策を総合的かつ計画的に推進しており、平成 27 年 3 月には、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 ヶ年を計画期間とする「第 4 期棚倉町障がい者福祉計画」を策定しました。

また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成30年4月1日施行)」では、「障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定する」とされ、障害児福祉計画の策定が義務付けられました。

こうしたことから、「第 4 期棚倉町障がい者福祉計画」が平成 29 年度で終了するため、これまでの計画の進捗状況等を踏まえ、障がい者・児が能力や適性に応じて自立した生活を営むことができるよう、自立支援給付及び地域生活支援事業等を総合的かつ計画的に実施するため、平成 32 年度までの目標及び障害福祉サービス等の見込量等を定めた、「第 5 期棚倉町障がい福祉計画」と「第 1 期棚倉町障がい児福祉計画」を一体的に策定いたします。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第 88 条 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」及び 児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定したもの であり、計画の最終年度である平成 32 年度の目標及び障害福祉サービス等の見込 みについて定めたものです。

3 計画の期間

本計画は平成30年度から平成32年度までの3ヶ年とします。

また、国の動向に伴い計画の根幹となる法律や制度などについて、大幅な変更があった場合は計画の見直しを行います。

第2章 第5期障がい福祉計画

1 障がい福祉サービスの成果目標

本計画では、障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援を進めるため、平成32年度を目標年度として、次の4つの事項に関する成果目標(目標値)を設定します。

(1) 施設入所利用者の地域生活への移行

【国の基本方針】

平成32年度における数値目標

- ○平成 28 年末時点の施設入所者数の 9%以上を地域生活へ移行する。
- ○平成 28 年末時点の施設入所者数から 2%以上削減する。

【棚倉町の目標設定における考え方】

平成32年度末までに、地域生活移行人数を3人、施設入所者数を3人削減し、19人とします。

■目標達成に向けた取組み■

施設入所者及び家族等の意向を把握し、施設から地域生活への移行を希望する方について、施設や家族等と連絡を取りながら、サービスの調整・確保を図りつつ、施設退所及び退所後の生活に対する支援を行っていきます。

また、生活の場の確保、地域医療との連携体制の整備、地域生活支援拠点などの検討を進めていきます。

		平成 28 年度末 (実績値)	平成 30 年度末【目標値】	平成 31 年度末【目標値】	平成 32 年度末【目標値】
А	施設入所者数	22 人	20 人	20 人	19 人
В	減少(見込み)数 (削減率 B/A)		2 人 (9.1%)	2 人 (9.1%)	3 人 (13.6%)
С	地域生活移行数 (移行率 C/A)		2 人 (9.1%)	2 人 (9.1%)	3 人 (13.6%)

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本方針】

平成32年度における数値目標

○協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設 置する。

【棚倉町の目標設定における考え方】

東白川地域自立支援協議会等において、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議を実施します。

■目標達成に向けた取組み■

専門機関や社会資源との連携強化を進めるとともに、地域医療との連携体制の整備に向けた検討を進めていきます。

	平成 30 年度末【目標値】	平成 31 年度末 【目標値】	平成 32 年 【目標(
保健・医療・福祉関係者に よる協議の場の設置	設置の検討	設置の検討	設	置

(3)地域生活支援拠点等の整備

【国の基本方針】

平成32年度における数値目標

○平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも 1 箇所を整備する。

【棚倉町の目標設定における考え方】

東白川地域自立支援協議会等において、圏域での設置に向けた検討を進め、平成32年度末までに1箇所整備します。

■目標達成に向けた取組み■

本町単独での設置は困難であるため、東白川郡又は白河地方広域市町村圏単位での設置に向けて関係機関と協議を進めていきます。

	平成 30 年度末【目標值】	平成 31 年度末 【目標値】	平成 32 年度末【目標値】
地域生活支援拠点等 の整備	設置の検討	設置の検討	設置

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本方針】

平成32年度における数値目標

- ○平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とする。
- ○就労移行支援事業の利用者数については、平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加する。
- ○事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労 移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。
- ○就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を 8割以上とする。

【棚倉町の目標設定における考え方】

平成 32 年度末までに、一般就労者数を 1 人、就労移行支援事業者利用者数を 3 人、就労移行率が 3 割以上の事業所を 0 事業所、就労定着支援事業の定着率を 80%とします。

■目標達成に向けた取組み■

就労移行支援事業所、ハローワーク等との連携を進めながら、障がいのある人の就労を支援していきます。

また、特別支援学校等の卒業生を含めた障がいのある人の就労支援をより一層推進していくため、学校や関係機関との連携も強化していきます。

	平成 28 年度末 (実績値)	平成 30 年度末 【目標値】	平成 31 年度末 【目標値】	平成 32 年度末【目標値】
一般就労移行者数	0 人	0 人	0 人	1人
就 労 移 行 支 援 事 業 所 利用者数	2 人	2 人	2 人	3 人
就労移行支援事業所数	0 事業所	0 事業所	0 事業所	0 事業所
(うち) 就労移行率3割以上	0 事業所	0 事業所	0 事業所	0 事業所
就労定着支援事業の 定着率			80%	80%

2 障がい福祉サービスの見込量

障がい福祉サービス及び相談支援等の見込量及び見込量確保のための方策について、サービスの種類ごとに検討し、設定します。

(1) 訪問系サービス

【訪問系サービスの見込量の設定】

平成 27 年度から平成 29 年度(見込)の利用実績から利用者数の増減数と平均利用時間を求めるとともに、入所施設等から地域へ移行する人、新たに利用が見込まれる人などを加味し、サービス量を設定しました。

※ 第 4 期棚倉町障がい福祉計画の訪問系サービスの見込量については、訪問系 サービス全体での設定となっていますが、実績についてはサービスの種類ごと に算出しています。

①居宅介護

ホームヘルパー等が居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護や掃除・洗濯等の家事の援助等を行います。

50 M. 1. 50 M. M. 51 M.								
		第 4 期実績			第 5 期見込量			
サービス名	単位	27 年度	28 年度	29 年度 (見込)	30 年度	31 年度	32 年度	
	利用者数 (人/月)	16	16	18	19	19	19	
居宅介護	量の見込 (時間/月)	173	196	204	210	210	210	

②重度訪問介護

ホームヘルパー等が居宅を訪問し、重度の肢体不自由者で常に介護が必要とする人に、入浴、排せつ、食事の介護や外出時における介助等を総合的に行います。

	単位	Ĵ	第4期実績	į	第5期見込量		
サービス名		27 年度	28 年度	29 年度 (見込)	30 年度	31 年度	32 年度
重度訪問	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
介護	量の見込 (時間/月)	0	0	0	0	0	0

③同行援護

視覚障がいにより、移動に著しく困難を有する人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ・食事等の介護その他外出時に必要となる援助を行います。

サービス名		Ŝ	第 4 期実績			第 5 期見込量		
	単位	27 年度	28 年度	29 年度 (見込)	30 年度	31 年度	32 年度	
同行援護 利用者数 (人/月) 量の見込 (時間/月)		0	0	1	1	1	1	
	0	0	10	10	10	10		

4)行動援護

自己判断能力が制限される人が外出するときに、ホームヘルパー等が危険などを回避するために必要な支援や移動の補助などを行います。

サービス名 単 位		第 4 期実績			第 5 期見込量				
	単位	27 年度	28 年度	29 年度 (見込)	30 年度	31 年度	32 年度		
利用者数 (人/月) 量の見込 (時間/月)		0	0	0	0	0	0		
	0	0	0	0	0	0			

⑤重度障害者等包括支援

介護の必要性が高い人に居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

サービス名	単 位	第4期実績			第 5 期見込量		
		27 年度	28 年度	29 年度 (見込)	30 年度	31 年度	32 年度
重度障害者 等包括支援	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
	量の見込 (時間/月)	0	0	0	0	0	0

■訪問系サービスの見込量に対する確保の方策■

〇 今後の地域生活への移行促進等を踏まえ、サービス提供体制を充実させるため、事業所の新規参入を働きかけるとともに、介護保険サービス事業所に対して 障がい福祉サービスへの参入を促すことで、利用ニーズに応じたサービスを受 けることができる提供体制の確保に努めます。

(2)日中活動系サービス

【日中活動系サービスの見込量の設定】

平成 27 年度から平成 29 年度(見込)の利用実績から利用者数の増減数と平均利用時間を求めるとともに、入所施設等から地域へ移行する人、新たに利用が見込まれる人などを加味し、サービス量を設定しました。

①生活介護

常に介護が必要な方に、主に昼間施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創造的活動又は生産活動の機会を提供します。

サービス名 単		第4期実績			第 5 期見込量		
	単位	27 年度	28 年度	29 年度 (見込)	30 年度	31 年度	32 年度
世活介護 利用者数 (人/月) 量の見込 (日/月)		44	41	43	44	44	44
	825	733	801	830	830	830	

②自立訓練(機能訓練)

身体障がい者が自立した日常生活や社会生活が送れるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。

サービス名	単位	第4期実績			第 5 期見込量		
		27 年度	28 年度	29 年度 (見込)	30 年度	31 年度	32 年度
自立訓練(機能訓練)	利用者数 (人/月)	0	1	1	1	1	1
	量の見込 (日/月)	0	4	4	4	4	4

③自立訓練(生活訓練)

知的障がい者や精神障がい者が自立した日常生活や社会生活が送れるよう一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

サービス名	単位	第 4 期実績			第 5 期見込量				
		27 年度	28 年度	29 年度 (見込)	30 年度	31 年度	32 年度		
自立訓練(生活訓練)	利用者数 (人/月)	1	2	2	2	2	2		
	量の見込 (日/月)	30	45	42	45	45	45		

④就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人が、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

サービス名 単		第4期実績			第5期見込量		
	単位	27 年度	28 年度	29 年度 (見込)	30 年度	31 年度	32 年度
就労移行 (人/月 支援 量の見:	利用者数 (人/月)	2	2	2	2	2	3
	量の見込 (日/月)	14	9	11	12	12	18

⑤就労継続支援(A型)

一般企業等で就労が困難な人に、事業所内において、雇用契約に基づく働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

サービス名 単 位		Ŝ	第 4 期実績			第 5 期見込量		
	単位	27 年度	28 年度	29 年度 (見込)	30 年度	31 年度	32 年度	
	利用者数 (人/月)	4	3	3	4	4	5	
支援(A)	量の見込 (日/月)	81	60	62	80	80	100	

⑥就労継続支援(B型)

一般企業や就労継続支援事業(A型)での就労が困難な人や、年齢や体力面で就 労が困難な人などに雇用契約に基づかない働く場を提供するとともに、就労に必 要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

サービス名		第 4 期実績			第 5 期見込量		
	単位	27 年度	28 年度	29 年度 (見込)	30 年度	31 年度	32 年度
就労継続 支援(B)	利用者数 (人/月)	19	25	25	26	27	28
	量の見込 (日/月)	348	397	455	480	490	500

⑦就労定着支援〈新規〉

就労移行支援の利用を経て一般就労へ移行した障がい者の生活面での課題を把握し、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に必要な支援を行います。

	224 7.L	第 5 期見込量			
サービス名	単位	30 年度	31 年度	32 年度	
就労定着 支援	利用者数 (人/月)	1	1	1	

⑧療養介護

医療と常時の介護を必要とする人に、主に昼間医療機関で機能訓練、療養上の管理、介護及び日常生活の世話を行います。

	サービス名 単 位	第4期実績			第 5 期見込量		
サービス名		27 年度	28 年度	29 年度 (見込)	30 年度	31 年度	32 年度
療養介護	利用者数 (人/月)	1	1	1	1	1	1

⑨短期入所

自宅で介護をする人が、病気などの場合に短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

サービス名 単 位		第 4 期実績			第 5 期見込量		
	27 年度	28 年度	29 年度 (見込)	30 年度	31 年度	32 年度	
利用者数 (人/月) 量の見込 (日/月)		7	8	7	8	8	8
	117	127	92	100	100	100	

■日中活動系サービスの見込量に対する確保の方策■

- 〇 サービス提供事業所と連携しながら、利用ニーズに応じたサービス提供を行うことができるよう、利用定員の拡大と新たな事業所の参入を促進します。
- 生活介護については、障がい者の地域における日中活動の場として不可欠なサービスです。特に重度心身障がい者の特性に対応できるサービス提供事業所の充実を図るために、関係機関や事業所等と連携しながら、人材の確保を図ります。
- 〇 就労継続支援については、特別支援学校卒業生などの利用ニーズの増加が考えられますが、福祉的就労の場として利用の多いサービスであるため、多様なサービス提供形態を含めた新規事業所の参入や既存事業所の定員増を促します。
- O 就労移行支援事業及び就労継続支援事業については、地域の関係機関や団体と連携しながら、雇用促進に努めるとともに、平成30年度から新たに始まる就労定着支援に対する事業所の整備を進めます。

(3) 住居系サービス

【住居系サービスの見込量の設定】

平成 27 年度から平成 29 年度(見込)の利用実績から利用者数の増減数と平均利用時間を求めるとともに、入所施設等から地域へ移行する人、新たに利用が見込まれる人などを加味し、サービス量を設定しました。

①共同生活援助

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助又は入浴、排せつ、 食事の介助を行います。

サービス名	単位	第4期実績			第 5 期見込量		
		27 年度	28 年度	29 年度 (見込)	30 年度	31 年度	32 年度
共同生活 援助	利用者数 ((人/月)	6	8	9	11	13	15

②施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護を行います。

サービス名 単		第4期実績			第5期見込量		
	単位	27 年度	28 年度	29 年度 (見込)	30 年度	31 年度	32 年度
施設入所 支援	利用者数 (人/月)	23	22	21	20	20	19

③自立生活援助〈新規〉

障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で、一人暮らしを希望する人などが対象となります。定期的に利用者の居宅を訪問し、日常生活等に関する必要な助言や医療機関等との連絡調整などを行います。

	224 1.1	第5期見込量				
サービス名	単位	30 年度	31 年度	32 年度		
自立生活 援助	利用者数 (人/月)	1	1	1		

■居住系サービスの見込量に対する確保の方策■

〇 グループホームは、施設入所者の地域移行の推進が求められる中で、施設からの移行や親亡き後も障がい者が地域で暮らし続けるための受け皿になることが期待されることから、地域の理解を深めながら、新規参入を促進するとともに、生活の場の確保に努めます。また、平成30年度から新たに始まる自立生活援助に対する事業所の整備を進めます。

(4)相談支援

【相談支援の見込量の設定】

平成 27 年度から平成 29 年度(見込)の利用実績から利用者数の増減数と平均利用時間及び近年の利用者の増加傾向、また、入所施設等から地域へ移行する人、新たに利用が見込まれる人などを加味し、サービス量を設定しました。

①計画相談支援

障害福祉サービス又は地域生活支援事業を利用する全ての方に対し、支給決定時にサービス等利用計画を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整を行います。また、支給決定後、一定期間ごとに利用状況の検証を行い、計画の見直しやサービス事業者との連絡調整を行います。

サービス名	単位	第4期実績			第5期見込量			
		27 年度	28 年度	29 年度 (見込)	30 年度	31 年度	32 年度	
計画相談 支援	利用者数 (人/月)	10	14	18	18	20	22	

②地域移行支援

施設や精神病院等から地域生活へ移行する障がい者に対し、住居の確保その他 地域に移行するための活動に関する相談や必要な支援を行います。

	サービス名	単位	Š	第4期実績		第 5 期見込量			
			27 年度	28 年度	29 年度 (見込)	30 年度	31 年度	32 年度	
	地域移行 支援	利用者数 (人/月)	0	0	0	1	1	1	

③地域定着支援

施設や病院から地域移行した人を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態 等における相談や必要な支援を行います。

サービス名	単位	ؤ	第4期実績			第 5 期見込量			
		27 年度	28 年度	29 年度 (見込)	30 年度	31 年度	32 年度		
地域定着 支援	利用者数 (人/月)	0	0	0	1	1	1		

■相談支援の見込量に対する確保の方策■

○ 計画相談支援をすべての対象者に実施できるよう、サービス提供体制の機能 の強化に努めるとともに、地域生活への移行者や計画相談支援が必要な人を把 握し、サービス利用の促進に努めます。

3 地域生活支援事業の見込量

【地域生活支援事業の見込量の設定】

平成 27 年度から平成 29 年度(見込)の利用実績から利用者数の増減数と平均利用時間を求めるとともに、入所施設等から地域へ移行する人、新たに利用が見込まれる人などを加味し、サービス量を設定しました。

(1)必須事業

①理解促進研修 · 啓発事業

障がい者等が日常生活・社会生活を営む上での「社会的障壁」を除去し、障がい 者等への理解を深めるため、地域住民への働きかけを強化します。

		第4期実績			第 5 期見込量		
サービス名	単位	27 年度	28 年度	29 年度 (見込)	30 年度	31 年度	32 年度
理解促進研修 ・啓発事業	実施回数	0	0	0	0	0	1

②自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

		第4期実績			第 5 期見込量		
サービス名	単位	27 年度	28 年度	29 年度 (見込)	30 年度	31 年度	32 年度
自発的活動 支援	実施回数	0	0	0	0	0	1

③相談支援事業 (基幹相談支援センター等機能強化事業・住宅入居等支援事業)

基幹相談支援センターについては、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がいに係る相談等の業務を総合的に行います。

また、住宅入居等支援事業については、保証人がいないなどの理由で入居が困難な障がい者等に対し、必要な調整や支援を行います。

サービス名	単位	و ا	第4期実績			5 期見込	三 里
		27 年度	28 年度	29 年度 (見込)	30 年度	31 年度	32 年度
基幹相談支援 センター等強化	設置箇所数 (箇所)	0	0	0	0	0	1
住宅入居等支援	実施箇所数 (箇所)	0	0	0	0	0	1

40成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度利用が有用な知的障がい者・精神障がい者の利用を支援し、権利擁護を図ります。

		Ą	第4期実績		第 5 期見込量			
サービス名	単位	27 年度	28 年度	29 年度 (見込)	30 年度	31 年度	32 年度	
成年後見制度 利用支援事業	利用人数 (人/年)	0	0	0	0	0	1	

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度の後見等の業務を適正に行う法人を確保できる体制を整備、市民 後見人の活用も含めた法人後見を支援します。

		第 4 期実績			第 5 期見込量			
	サービス名	単位	27 年度	28 年度	29 年度 (見込)	30 年度	31 年度	32 年度
- 1	成年後見制度法 人利用支援事業	利用人数	0	0	0	0	0	1

⑥意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある聴覚障がい者等に手話通訳等の派遣等を行い、障がいのある人のその他の人の意思疎通の円滑化を図ります。

		第4期実績			第	5期見込	里
サービス名	単位	27 年度	28 年度	29 年度 (見込)	30 年度	31 年度	32 年度
意思疎通 支援事業	利用人数	0	0	0	1	1	1

⑦日常生活用具給付等事業

障がい者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に努めます。

また、日常生活用具の種類、機能は進化しており、障がいのある人からの要望などを配慮し、支給対象用具の範囲拡大を検討します。

		ĝ	第4期実績	į	第	5期見込む	
サービス名	単位	27 年度	28 年度	29 年度 (見込)	30 年度	31 年度	32 年度
日常生活用具 給付事業	申込件数(件/年)	117	136	133	124	124	124

⑧手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人等の社会参加や交流活動のための支援者として期待できる日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を講習等により要請します。

		ģ	第4期実績	į	第	5期見込む	里里
サービス名	単位	27 年度	28 年度	29 年度 (見込)	30 年度	31 年度	32 年度
手話奉仕員 養成研修事業	講習修了者数 (人/年)	0	0	0	0	0	1

⑨移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいがある人について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。

	単位	第 4 期実績			第5期見込量			
サービス名		27 年度	28 年度	29 年度 (見込)	30 年度	31 年度	32 年度	
投動	利用人数 (人/年)	6	5	6	7	8	9	
移動支援事業	量の見込 (時間/年)	321	306	485	500	520	540	

⑩地域活動支援センター機能強化事業

障がいがある人が地域において、充実した日常生活や社会生活を営むことのできるよう、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を行います。

		第4期実績			第5期見込量		
サービス名	単位	27 年度	28 年度	29 年度 (見込)	30 年度	31 年度	32 年度
地域活動支援	設置箇所数 (箇所)	1	1	1	1	1	1
センター事業	利用人数 (人/年)	1	0	0	1	1	1

(2)任意事業

①日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

				_			
		第 4 期実績			第 5 期見込量		
サービス名	単位	27 年度	28 年度	29 年度 (見込)	30 年度	31 年度	32 年度
日中一時	利用人数 (人/年)	11	10	9	10	10	10
支援事業	量の見込 (回/年)	240	193	100	150	150	150

②スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

障がい者等の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障がい者スポーツを普及するため、各種教室等を開催し、社会参加の機会を提供します。

		第4期実績			第 5 期見込量		
サービス名	単位	27 年度	28 年度	29 年度 (見込)	30 年度	31 年度	32 年度
スポーツ・ レクリエーション 教室開催事業	開催回数	1	1	1	1	1	1

③自動車運転免許取得·改造助成事業

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する一部を助成します。

		Ė	第4期実績	Į	第	5期見込	里
サービス名	単位	27 年度	28 年度	29 年度 (見込)	30 年度	31 年度	32 年度
自動車運転免許取 得·改造助成事業		2	0	0	1	1	1

4 自立支援協議会の役割

自立支援協議会は、相談支援事業所をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関して、中核的な役割を果たす協議の場となっており、下記の役割を担っています。

- 1 福祉サービスの利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保に関すること。
- 2 困難事例の対応策に関すること。
- 3 地域の社会資源の開発に向けた協議に関すること。
- 4 障がい福祉計画に関すること。
- 5 その他必要と認める事項に関すること。

東白川地域では、障害者総合支援法に基づく地域自立支援協議会を、棚倉町、矢祭町、塙町及び鮫川村で共同設置しています。

東白川地域自立支援協議会構成機関・団体一覧

No	来口川地域日立又饭咖啉云悟,以城内 · 因 作 · 見
No.	構成機関・団体名
1	身体障がい者福祉会東白川支部
2	棚倉町心身障がい児(者)親の会
3	社会福祉法人牧人会はなわ育成園
4	特定非営利活動法人のウッドピアはなわ
5	特定非営利活動法人 かがやき
6	社会福祉法人鮫川福祉会 鮫川たんぽぽの家
7	社会福祉法人矢祭福祉会 ユーアイホーム
8	社会福祉法人誠慈会 ユーハイム矢祭
9	特定非営利活動法人 レスポアールやまつり
10	福島県厚生農業協同組合連合会塙厚生病院
11	福島県立石川支援学校
12	県南障がい者就業・生活支援センター
13	特定非営利活動法人 周-Amane-
14	福島県県南保健福祉事務所
15	棚倉町
16	矢祭町
17	塙 町
18	鮫川村

第3章 第1期障がい児福祉計画

1 障がい児福祉サービスの成果目標

障がい児支援の提供体制の整備については、国が定める基本指針に基づき、平成 32 年度における数値目標を設定します。

(1)児童発達支援センターの設置

【国の基本方針】

平成 32 年度における数値目標

○児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置すること を基本とする。

【棚倉町の目標設定における考え方】

児童発達支援センターについては、圏域での設置に向けた検討を進め、平成32年度末までに少なくとも1箇所整備することを目標とします。

■目標達成に向けた取組み■

町単独での設置は困難であるため、東白川地域自立支援協議会と連携し、圏域 での整備について検討を進めていきます。

	平成 28 年度末 (実績値)	平成 30 年度末 【目標値】	平成 31 年度末【目標値】	平成 32 年度末【目標值】
児童発達支援センタ 一の整備箇所数	0 箇所	0 箇所	0 箇所	1 箇所

(2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

【国の基本方針】

平成32年度における数値目標

〇保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築する。

【棚倉町の目標設定における考え方】

保育所等訪問支援を利用できる事業所を平成32年度末までに少なくとも1箇所整備することを目標とします。

■目標達成に向けた取組み■

保育所等訪問支援を利用できる事業所を確保するとともに、関係機関との連携を図ります。

	平成 28 年度末 (実績値)	平成 30 年度末【目標値】	平成 31 年度末 【目標値】	平成 32 年度末【目標值】
保育所等訪問支援を 利用できる事業所数	0 箇所	0 箇所	0 箇所	1 箇所

(3) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイ サービス事業所の設置

【国の基本方針】

平成32年度における数値目標

○主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所確保することを基本とする。

【棚倉町の目標設定における考え方】

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、圏域での設置に向けた検討を進め、平成32年度末までに少なくとも1箇所整備することを目標とします。

■目標達成に向けた取組み■

重症心身障がい児の受け入れ体制の確保が大きな問題であるため、関係機関との連携を図りながら、設置に向けた調整を進めていきます。

	平成 28 年度末 (実績値)	平成 30 年度末【目標値】	平成 31 年度末 【目標値】	平成32年度末【目標値】
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備	0 箇所	0 箇所	0 箇所	1 箇所

(4) 医療的ケア児支援のための協議の場の設置

【国の基本方針】

○医療的ケア児支援の協議の場を設ける。(平成30年度末まで)

【棚倉町の目標設定における考え方】

東白川地域自立支援協議会療育支援部会を活用して、医療的ケア児支援に関する協議を定期的に実施していきます。

■目標達成に向けた取組み■

医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図りながら、情報の共有や問題の解決に努めていきます。

	平成 28 年度末 (実績値)	平成 30 年度末【目標値】	平成 31 年度末 【目標値】	平成 32 年度末【目標値】
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の 場の設置	未設置	設置	設置	設置

2 障がい児福祉サービスの見込量

【障がい児支援の見込量の設定】

平成 27 年度から平成 29 年度(見込)の利用実績から利用者数の増減数と平均利用時間を求めるとともに、アンケート結果をもとにサービス量を設定しました。

①児童発達支援

就学前の子どもを対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

サービス名	単位	これまでの実績			第1期見込量			
		27 年度	28 年度	29 年度 (見込)	30 年度	31 年度	32 年度	
児童発達 支援	利用者数 (人/月)	15	14	12	13	14	15	
	量の見込 (日/月)	115	145	120	130	140	150	

②放課後等デイサービス

就学中の障がいのある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより学校教育と相まって自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

サービス名	単位	これまでの実績			第 1 期見込量			
		27 年度	28 年度	29 年度 (見込)	30 年度	31 年度	32 年度	
放課後等	利用者数 (人/月)	24	23	31	33	36	39	
デイサービス	量の見込 (日/月)	328	289	340	360	390	420	

③保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がい児に対し集団生活適応への専門的な支援及び訪問 先施設の職員への支援方法等の指導などを行います。

サービス名	単位	こえ	れまでの実	績	第1期見込量			
		27 年度	28 年度	29 年度 (見込)	30 年度	31 年度	32 年度	
保育所等	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	1	
訪問支援	量の見込 (日/月)	0	0	0	0	0	5	

④居宅訪問型児童発達支援〈新規〉

重症心身障がい児などの外出することが困難な障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

サービス名	** 1	第1期見込量				
サービス名	単位	30 年度	31 年度	32 年度		
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数 (人/月)	0	0	0		
	量の見込 (日/月)	0	0	0		

⑤医療型児童発達支援

就学前の子どもを対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体の状況により治療を行います。

サービス名	単位	こえ	れまでの実	績	第1期見込量			
		27 年度	28 年度	29 年度 (見込)	30 年度	31 年度	32 年度	
医療型児童 発達支援	利用者数	0	0	0	0	0	0	
	量の見込 (日/月)	0	0	0	0	0	0	

⑥障がい児相談支援

障がい児福祉サービス又は地域生活支援事業を利用する全ての子どもに対し、支給決定時にサービス等利用計画を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整を行います。また、支給決定後、一定期間ごとに利用状況の検証を実施することで、支援計画の見直しやサービス事業者との連絡調整を行います。

サービス名	単位	これまでの実績			第1期見込量			
		27 年度	28 年度	29 年度 (見込)	30 年度	31 年度	32 年度	
障がい児 相談支援	利用者数 (人/月)	10	6	9	12	15	18	

■障がい児支援の見込量に対する確保の方策■

- 〇 サービス提供事業所と連携しながら、利用ニーズに応じたサービス提供を行うことができるよう、利用定員の拡大と新たな事業所の参入を促進します。
- 児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、前者は保育園や幼稚園での継続的な保育が難しい園児、後者は特別支援学校や地域の学校に通う障がい児のうち、主に放課後児童クラブで受け入れが難しい児童や中学生などが利用しています。これらのサービスについては、保護者の就労等の事情により、利用ニーズが年々拡大しており、今後も利用者数の増加が想定されますが、乳幼児健康診査や保健師との面談等を通じて、早期に利用ニーズを把握するとともに、適切なサービスの提供に努めます。
- 障がい児一人ひとりの特性を把握し、乳幼児期から就労期まで切れ目のない 支援を実施していくため、個別支援ファイル「東白川サポートブック」を積極的 に活用していきます。
- 〇 平成30年度から始まる居住訪問型児童発達支援に対する事業所の整備を進めます。

第4章 計画の達成状況の点検及び評価

1 点検及び評価の基本的な考え方

本計画においては、第5期障がい福祉計画に係る国の基本指針に基づき、PDCAサイクル【Plan(計画)、Do(実行)、Check(点検)、Action(見直し)】を導入するに当たり、平成32年度に向けた4つの事項に関する目標値(成果目標)と障害福祉サービスの見込量等(活動指標)を設定しています。

なお、成果目標及び活動指標については、国の「障害福祉計画策定に係る実態調査及びPDCAサイクルに関するマニュアル(改訂版)」において、少なくとも年1回は実績を把握し、障がいのある人への施策や関連する施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じることとされています。

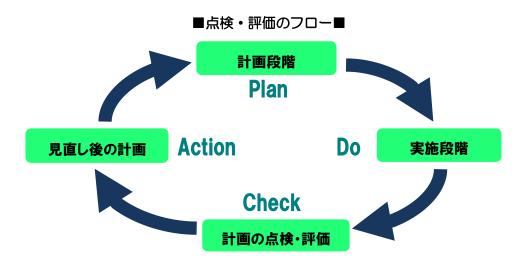
また、中間評価の際には、協議会や合議制の機関等の意見を聴くとともに、その結果について公表することが望ましいこと、活動指標については、より高い頻度で実績を把握し、設定した見込量の達成状況等の分析・評価を行うことが望ましいこととされています。

本町では、これらの基本的な考え方に基づき、東白川地域自立支援協議会の協力を得て、計画の達成状況の点検及び評価を実施します。

2 点検及び評価体制

本町では、これらの基本的な考え方に基づき、東白川地域自立支援協議会の協力を得て、毎年度の事業実績や検証結果をもとに、計画の達成状況の点検及び評価を実施します。

あわせて、計画の推進にあたって幅広い町民意見の把握に努め、施策・事業の一層の推進や計画の見直し、次期計画の策定等に反映していきます。



1 障がいをお持ちの方へのアンケート結果

〇調査目的

障がいのある方を対象に、障がいの状況や日常生活での困りごと、町に対する意見や要望などを把握することで、棚倉町障がい者計画等を策定するための基礎資料とすることを目的に本調査を実施しました。

〇調査方法

実施時期	平成29年10月16日~11月20日
配布対象者	性別、年齢、障がいの種別などのバランスを考慮したうえで、無作為抽出
配布及び 回収方法	障がい福祉サービス利用者については、事業所へ依頼、サービスを利用していない障がい 者については、地域包括支援センター等への依頼や、郵送による配布・回収を実施

○調査票の配布数及び回収数

配布数:180件、回収数:145件 (回収率 80.6%)

① あなたとあなたの家族について

問1 この調査の回答は (1つに○)

母数:145人	身	体	知	的	精	神	手帳なり	し·不明	合	計
本 人	37人	25.5%	10人	6.9%	6人	4.1%	12人	8.3%	65人	44.8%
施設職員	9人	6.2%	9人	6.2%	2人	1.4%	11人	7.6%	31人	21.4%
家族	4人	2.8%	35人	24.1%	3人	2.1%	2人	1.4%	44人	30.3%
その他	1人	0.7%		0.0%	1人	0.7%		0.0%	2人	1.4%
無回答		0.0%	1人	0.7%		0.0%	2人	1.4%	3人	2.1%
合 計	51人	35.2%	55人	37.9%	12人	8.3%	27人	18.6%	145人	100.0%

問2 あなたの性別・年齢は (1つに)、10月1日現在の年齢を記入)

	£	母数:145人	男性	女性	無回答	合	計
		18 歳 未 満	3人	1人		4人	2.8%
		18 ~ 29 歳	1人	1人		2人	1.4%
		30 ~ 39 歳	3人			3人	2.1%
身	体	40 ~ 49 歳	5人	3人		8人	5.5%
7	144	50 ~ 64 歳	8人	2人		10人	6.9%
		65 歳 以上	9人	14人		23人	15.9%
		無 回 答	1人			1人	0.7%
		合 計	30人	21人		51人	35.2%
		18 歳 未 満	7人	6人		13人	9.0%
		18 ~ 29 歳	11人	4人		15人	10.3%
		30 ~ 39 歳	9人	1人		10人	6.9%
<u>4</u> п	6/5	40 ~ 49 歳	3人	4人		7人	4.8%
知	的	50 ~ 64 歳	1人	3人		4人	2.8%
		65 歳 以上	2人			2人	1.4%
		無回答	2人	1人	1人	4人	2.8%
		合 計	35人	19人	1人	55人	37.9%

튭	}数:145人	男性	女性	無回答	合	計
	18 歳 未 満	2人	1人		3人	2.1%
	18 ~ 29 歳	人				0.0%
	30 ~ 39 歳	2人			2人	1.4%
精神	40 ~ 49 歳	1人	1人		2人	1.4%
↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑	50 ~ 64 歳	3人			3人	2.1%
	65 歳 以上	2人			2人	1.4%
	無回答					0.0%
	合 計	10人	2人		12人	8.3%
	18 歳 未 満	10人	1人		11人	7.6%
	18 ~ 29 歳	1人			1人	0.7%
	30 ~ 39 歳		1人		1人	0.7%
- 手帳なし・不明	40 ~ 49 歳	1人			1人	0.7%
于阪なし*1795 	50 ~ 64 歳	2人			2人	1.4%
	65 歳 以上		4人		4人	2.8%
	無 回 答	3人	3人	1人	7人	4.8%
	合 計	17人	9人	1人	27人	18.6%

問3 障害者手帳・療育手帳・精神障害健康福祉手帳の交付を受けていますか (1つに())

はい	いいえ	無回答	合 計
114人	10人	6人	130人

付問:受けている方の種類と程度は(1つに())

(身体障害者手帳)

	K/							
母数:51人	視覚	聴覚	平衡機能	音声·言語	肢体	内部機能	無回答	合 計
1 級	3人	1人			12人	2人	3人	21人
2 級			1人		5人		1人	7人
3 級					4人	1人		5人
4 級				1人	4人	3人	1人	9人
5 級					1人		1人	2人
6 級		1人	1人		1人	1人		4人
無回答		1人			2人			3人
合計	3人	3人	2人	1人	29人	7人	6人	51人
日前	5.9%	5.9%	3.9%	2.0%	56.9%	13.7%	11.8%	100.0%

(療育手帳)

Α	В	合計
23人	32人	55人
41.8%	58.2%	100.0%

(精神障害者保健福祉手帳)

1級	2級	3級	合計
2人	5人	5人	12人
16.7%	41.7%	41.7%	100.0%

問4 自立支援医療費(精神通院)の助成をうけていますか (1つに〇)

母数:145人	身	身体 知的		知 的		神	手帳な	し・不明	合	計
はい	7人	4.8%	13人	9.0%	9人	6.2%	2人	1.4%	31人	21.4%
いいえ	42人	29.0%	39人	26.9%	3人	2.1%	16人	11.0%	100人	69.0%
無回答	2人	1.4%	3人	2.1%		0.0%	9人	6.2%	14人	9.7%

問5 難病の認定をうけていますか (1つに〇)

母数:145人	身 体		知 的		精神		手帳なし・不明合		計	
はい	3人	2.1%	4人	2.8%	3人	2.1%	2人	1.4%	12人	8.3%
いいえ	45人	31.0%	49人	33.8%	9人	6.2%	20人	13.8%	123人	84.8%
無回答	3人	2.1%	2人	1.4%		0.0%	5人	3.4%	10人	6.9%

問6 発達障がいと診断されたことがありますか (1つに())

母数:145人	身	体	知	的	精	神	手帳なし	╭•不明	合	計
はい	2人	1.4%	31人	21.4%	4人	2.8%	10人	6.9%	47人	32.4%
いいえ	45人	31.0%	20人	13.8%	6人	4.1%	10人	6.9%	81人	55.9%
無回答	4人	2.8%	4人	2.8%	2人	1.4%	7人	4.8%	17人	11.7%

問7 高次機能障がいと診断されたことがありますか(1つに〇)

母数:145人	身	体	知 的		精 神		手帳な	し・不明	合 計		
はい		0.0%	2人	1.4%		0.0%	1人	0.7%	3人	2.1%	
いいえ	48人	33.1%	51人	35.2%	11人	7.6%	19人	13.1%	129人	89.0%	
無回答	3人	2.1%	2人	1.4%	1人	0.7%	7人	4.8%	13人	9.0%	

問8 介護保険の要支援・要介護認定を受けていますか【40歳以上の方】 (1つに〇)

母数:145人	身 体		身 体		知	的	精	神	手帳な	し・不明	合	計
はい	17人	21.3%		0.0%	1人	1.3%	4人	5.0%	22人	27.5%		
いいえ	20人	25.0%	11人	13.8%	5人	6.3%	2人	2.5%	38人	47.5%		
無回答	5人	6.3%	6人	7.5%	1人	1.3%	8人	10.0%	20人	25.0%		

問9 現在受けている医療ケアは(いくつでも〇)

				<u> </u>	1.4		1 - 1 -			
母数:145人	身	体	知	的	精	神	手帳な	し・不明	合	計
気管切開		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%
人工吸引器		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%
吸 入		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%
吸 引		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%
胃ろう・腸ろう		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%
鼻腔経管栄養	1人	0.7%	1人	0.7%		0.0%		0.0%	2人	1.4%
中心静脈栄養		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%
透析		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%
カテーテル留置		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%
ストーマ	2人	1.4%		0.0%		0.0%		0.0%	2人	1.4%
服薬管理	9人	6.2%	11人	7.6%	2人	1.4%	5人	3.4%	27人	18.6%
その他	5人	3.4%	2人	1.4%		0.0%		0.0%	7人	4.8%
受けていない	25人	17.2%	32人	22.1%	8人	5.5%	12人	8.3%	77人	53.1%
無回答	9人	6.2%	9人	6.2%	2人	1.4%	10人	6.9%	30人	20.7%

② 毎日の暮らしと生活しづらいことについて

問10 現在、どこで暮らしていますか (1つに〇)

「一戸建て住宅」で暮らす人が最も多く(64.8%)、続いて「入所施設」(16.6%)、「公営住宅」・「アパート等」の賃貸空宅が(12.4%)、「グループホーム等」(4.8%)の順となっている。

母数:145人	身	体	知 的		精神		手帳なし・不明		合計	
一戸建て	37人	25.5%	33人	22.8%	6人	4.1%	18人	12.4%	94人	64.8%
アパート等	1人	0.7%	3人	2.1%	1人	0.7%	3人	2.1%	8人	5.5%
公営住宅	1人	0.7%	3人	2.1%	3人	2.1%	3人	2.1%	10人	6.9%
GH等	2人	1.4%	4人	2.8%	1人	0.7%		0.0%	7人	4.8%
入所施設	9人	6.2%	11人	7.6%	1人	0.7%	3人	2.1%	24人	16.6%
その他		0.0%	1人	0.7%		0.0%		0.0%	1人	0.7%
無回答	1人	0.7%		0.0%		0.0%		0.0%	1人	0.7%

付問1: どなたと一緒にくらしていますか (いくつでも○)

ー緒に暮らしている人は、「父・母」が最も多く(44.8%)、「ひとり暮らし」の人は、全体の約1割強(12.4%)である。

母数:145人	身	体	知 的		精神		手帳な	し·不明	合 計	
ひとり暮らし	8人	5.5%		0.0%	5人	3.4%	5人	3.4%	18人	12.4%
父∙母	11人	7.6%	36人	24.8%	4人	2.8%	14人	9.7%	65人	44.8%
きょうだい	4人	2.8%	21人	14.5%	1人	0.7%	11人	7.6%	37人	25.5%
夫·妻	14人	9.7%	1人	0.7%	1人	0.7%	3人	2.1%	19人	13.1%
他の家族等	16人	11.0%	5人	3.4%		0.0%	3人	2.1%	24人	16.6%
その他	7人	4.8%	4人	2.8%		0.0%	2人	1.4%	13人	9.0%
無回答	13人	9.0%		0.0%		0.0%		0.0%	13人	9.0%

付問2:毎日の暮らしの中で、家族などから介助や支援を受けていますか (1つにへ)

「介助や支援を受けている」人が全体の約7割(70.5%)で、そのうち「部分的な介助」が7割ほど(69.4%)となっている。

母数:88人	身	身 体		的	精	神	合計		
全面的に介助や支援を受けている		6.8%	11人	9.9%	2人	1.8%	19人	21.6%	
部分的に介助や支援を受けている	20人	22.7%	18人	16.2%	5人	4.5%	43人	48.9%	
受けていない	11人	12.5%	6人	5.4%	3人	2.7%	20人	22.7%	
無回答	2人	2.3%	4人	3.6%		0.0%	6人	6.8%	

付問3:毎日の暮らしの中で、どのような時に介助や支援が必要ですか (いくつでも〇)

最も多いのが「外出」(36.6%)で、次いで「薬の管理」(31.7%)、「お金の管理」(29.0%)、「入浴」(27.6%)となっている。

母数:145人	身(本	知	的	精	神	手帳なし	・・不明	合	計
食事	8人	5.5%	13人	9.0%	2人	1.4%	5人	3.4%	28人	19.3%
トイレ	5人	3.4%	7人	4.8%		0.0%	4人	2.8%	16人	11.0%
入浴	17人	11.7%	14人	9.7%	2人	1.4%	7人	4.8%	40人	27.6%
衣服の着脱	8人	5.5%	7人	4.8%	1人	0.7%	3人	2.1%	19人	13.1%
身だしなみ	5人	3.4%	18人	12.4%	3人	2.1%	4人	2.8%	30人	20.7%
家の中の移動	2人	1.4%	2人	1.4%		0.0%	3人	2.1%	7人	4.8%
外出	19人	13.1%	20人	13.8%	3人	2.1%	11人	7.6%	53人	36.6%
人との意思疎通	2人	1.4%	17人	11.7%	1人	0.7%	3人	2.1%	23人	15.9%
お金の管理	5人	3.4%	28人	19.3%	3人	2.1%	6人	4.1%	42人	29.0%
薬の管理	7人	4.8%	26人	17.9%	10人	6.9%	3人	2.1%	46人	31.7%
無回答	3人	2.1%		0.0%		0.0%		0.0%	3人	2.1%

問11 将来、どこで生活したいと思いますか (1つに〇)

「自宅やアパート」で生活したい人が全体の約3分の2(64.8%)であり、次いで「施設入所」(12.4%)、「グループホーム」(9.7%)となっている。

母数:145人	身	体	知	的	精	神	手帳なし	ノ・不明	合	計
自宅(アパート等)	36人	24.8%	29人	20.0%	9人	6.2%	20人	13.8%	94人	64.8%
グループホーム等	4人	2.8%	9人	6.2%		0.0%	1人	0.7%	14人	9.7%
施設に入所	5人	3.4%	9人	6.2%	2人	1.4%	2人	1.4%	18人	12.4%
その他	2人	1.4%	2人	1.4%		0.0%	4人	2.8%	8人	5.5%
無回答	4人	2.8%	6人	4.1%	1人	0.7%	人	0.0%	11人	7.6%

問12 ご本人の日常生活のことや福祉サービスについて相談する機関はどこですか (いくつでも○)

最も多いのが、「施設・事業所」で、半数以上(55.9%)となっている。次いで「相談支援事業所」(48.3%)「役場健康福祉課」(45.5%)、「医療機関」(33.8%)の順に多くなっている。

DEMONITOR OF THE PROPERTY OF T		,_ ,_ ,	- / / - / - / -	- 10.2						
母数:145人	身	体	知	的	精	神	手帳な	し・不明	合 計	
役場健康福祉課	25人	17.2%	24人	16.6%	6人	4.1%	11人	7.6%	66人	45.5%
通園・通学先の先生	4人	2.8%	12人	8.3%	1人	0.7%	8人	5.5%	25人	17.2%
医療機関	13人	9.0%	20人	13.8%	3人	2.1%	13人	9.0%	49人	33.8%
施設•事業所	20人	13.8%	45人	31.0%	3人	2.1%	13人	9.0%	81人	55.9%
相談支援事業所	9人	6.2%	46人	31.7%	5人	3.4%	10人	6.9%	70人	48.3%
社会福祉協議会	24人	16.6%	6人	4.1%	5人	3.4%	1人	0.7%	36人	24.8%
民生児童委員		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%
参加している団体・グループ	1人	0.7%	1人	0.7%		0.0%	3人	2.1%	5人	3.4%
その他	2人	1.4%	2人	1.4%	1人	0.7%		0.0%	5人	3.4%
相談する人はいない	1人	0.7%		0.0%		0.0%	·	0.0%	1人	0.7%
無回答		0.0%		0.0%		0.0%	3人	2.1%	3人	2.1%

問13 障がいに関する相談窓口は、どのようなことが重要だと思いますか (いくつでも○)

「いつでも相談できる」が58.6%、「相談に行きやすい・近い」が42.8%で、相談の利便性を挙げる人が多くなっている。それ以外には、「相談の専門性(46.9%)」や「継続性」(35.9%)に関する回答が多くなっている。

母数:145人	身	体	知	的	精	神	手帳な	し・不明	合	計
専門的な相談ができる	22人	15.2%	29人	20.0%	4人	2.8%	13人	9.0%	68人	46.9%
続けて相談ができる	13人	9.0%	24人	16.6%	2人	1.4%	13人	9.0%	52人	35.9%
相談に行きやすい・近い	20人	13.8%	27人	18.6%	4人	2.8%	11人	7.6%	62人	42.8%
いつでも相談できる	27人	18.6%	36人	24.8%	9人	6.2%	13人	9.0%	85人	58.6%
相談先がすぐわかる	10人	6.9%	13人	9.0%	1人	0.7%	3人	2.1%	27人	18.6%
その他		0.0%	14人	9.7%		0.0%		0.0%	14人	9.7%
特にない	3人	2.1%		0.0%		0.0%	7人	4.8%	10人	6.9%
無回答		0.0%	1人	0.7%		0.0%	3人	2.1%	4人	2.8%

問14 福祉サービスに関する情報は伝わってきますか (1つに〇)

情報が、「伝わってきている」・「ある程度伝わってきている」人は57.2%で、「伝わってこない」・「あまり伝わってこない」の39.3%を上回っている。

母数:145人	身	体	知	的	精	神	手帳な	し·不明	合	計
伝わってきている	14人	9.7%	11人	7.6%	6人	4.1%	7人	4.8%	38人	26.2%
ある程度伝わってきている	17人	11.7%	15人	10.3%	4人	2.8%	9人	6.2%	45人	31.0%
あまり伝わってこない	15人	10.3%	22人	15.2%	2人	1.4%	5人	3.4%	44人	30.3%
伝わってこない	5人	3.4%	5人	3.4%		0.0%	3人	2.1%	13人	9.0%
無回答		0.0%	2人	1.4%		0.0%	3人	2.1%	5人	3.4%

問15 必要な情報はどのようなものですか (いくつでも○)

「各種サービス」に関することが55.9%で最も多く、次いで「相談できる場所」(38.6%)、「福祉施設」に関すること(30.3%)、「医療」に関すること(29.0%)の順となっている。

母数:145人	身	体	知	的	精	神	手帳な	し・不明	合	計
各種サービス	27人	18.6%	40人	27.6%	4人	2.8%	10人	6.9%	81人	55.9%
通所や通所に関する福祉施設	12人	8.3%	20人	13.8%	2人	1.4%	10人	6.9%	44人	30.3%
医療	15人	10.3%	17人	11.7%	2人	1.4%	8人	5.5%	42人	29.0%
福祉の法律や制度	15人	10.3%	17人	11.7%	3人	2.1%	5人	3.4%	40人	27.6%
相談できる場所	20人	13.8%	20人	13.8%	5人	3.4%	11人	7.6%	56人	38.6%
仕 事	4人	2.8%	10人	6.9%		0.0%	3人	2.1%	17人	11.7%
スポーツや趣味活動等	9人	6.2%	7人	4.8%	2人	1.4%	3人	2.1%	21人	14.5%
障がい者団体等	6人	4.1%	3人	2.1%	1人	0.7%	2人	1.4%	12人	8.3%
その他		0.0%	1人	0.7%	10人	6.9%		0.0%	11人	7.6%
特にない	8人	5.5%	3人	2.1%		0.0%	4人	2.8%	15人	10.3%

③ 通院や外出について

問16 主な障がいの主治医がいる医療機関に定期的に通院していますか (1つに)

「1~2ヶ月に1回」が最も多い(44.1%)が、どこの医療機関にも通院していない人も1割ほど(10.3%)いる。

		,						·•· ·	•	
母数:145人	身	体	知	的	精	神	手帳な	し・不明	合	計
意見書等が必要な時のみ	1人	0.7%	9人	6.2%		0.0%		0.0%	10人	6.9%
週に1回以上	2人	1.4%	2人	1.4%	2人	1.4%	1人	0.7%	7人	4.8%
2週間に1回	4人	2.8%	4人	2.8%	2人	1.4%	2人	1.4%	12人	8.3%
1~2ヶ月に1回	27人	18.6%	17人	11.7%	6人	4.1%	14人	9.7%	64人	44.1%
年に数回	10人	6.9%	16人	11.0%	1人	0.7%	8人	5.5%	35人	24.1%
通院していない	7人	4.8%	7人	4.8%	1人	0.7%		0.0%	15人	10.3%
無回答		0.0%		0.0%		0.0%	2人	1.4%	2人	1.4%

問17 医療・健康管理に関することで困っていることはありますか (いくつでも○)

「特にない」が30.3%で最も多い反面、「医療機関までの通院手段確保」(22.1%)や「障がい児・者を診療してくれる病院が少ない」(19.3%)、「自覚症状等をうまく伝えられない」(17.2%)などの回答も多くなっている。

母数:145人	身	体	知	的	精	神	手帳な	し・不明	合	計
医療機関までの通院手段確保	14人	9.7%	14人	9.7%	3人	2.1%	1人	0.7%	32人	22.1%
診療のための介助者がいない、確保しにくい	7人	4.8%	2人	1.4%	1人	0.7%		0.0%	10人	6.9%
障がい児・者を診療してくれる病院等が少ない	6人	4.1%	15人	10.3%	2人	1.4%	5人	3.4%	28人	19.3%
障がい児・者を入院させてくれる病院等が少ない	3人	2.1%	7人	4.8%		0.0%		0.0%	10人	6.9%
医師や看護師等が障がいの理解や認識が薄い	2人	1.4%	5人	3.4%	1人	0.7%	2人	1.4%	10人	6.9%
自覚症状等をうまく伝えられない	2人	1.4%	19人	13.1%	2人	1.4%	2人	1.4%	25人	17.2%
風邪等、障がい以外の病気や歯科を受けにくい	4人	2.8%	12人	8.3%	1人	0.7%	1人	0.7%	18人	12.4%
医療機関の建物が障がい者・児に配慮されてない	6人	4.1%	5人	3.4%		0.0%	1人	0.7%	12人	8.3%
手話通訳や点字案内が少ない	1人	0.7%		0.0%		0.0%		0.0%	1人	0.7%
医療機関内での介助が受けられない		0.0%	3人	2.1%	1人	0.7%		0.0%	4人	2.8%
訪問看護を受けにくい	1人	0.7%		0.0%	1人	0.7%		0.0%	2人	1.4%
リハビリの場が少ない	8人	5.5%	1人	0.7%		0.0%	4人	2.8%	13人	9.0%
特にない	17人	11.7%	7人	4.8%	6人	4.1%	14人	9.7%	44人	30.3%
その他		0.0%	2人	1.4%		0.0%	1人	0.7%	3人	2.1%
無回答	4人	2.8%	6人	4.1%	1人	0.7%	3人	2.1%	14人	9.7%

問18 外出の回数はどれくらいですか (1つに○)

「ほとんど毎日」外出している人が、6割近く(57.2%)おり、次いで「週に1~2回」が22.8%となっている。「月に1回以上」外出している人を合計すると95.9%となり、ほとんどの人が月に最低1回以上は外出している。

母数:145人	身	体	知	的	精	神	手帳なり	し·不明	合	計
ほとんど毎日	21人	14.5%	38人	26.2%	7人	4.8%	17人	11.7%	83人	57.2%
週に3~4回	6人	4.1%	3人	2.1%		0.0%	3人	2.1%	12人	8.3%
週に1~2回	17人	11.7%	9人	6.2%	3人	2.1%	4人	2.8%	33人	22.8%
月に1~2回	4人	2.8%	4人	2.8%	2人	1.4%	1人	0.7%	11人	7.6%
年に数回	2人	1.4%		0.0%		0.0%	1人	0.7%	3人	2.1%
ほとんど毎日外出しない	1人	0.7%	1人	0.7%		0.0%	1人	0.7%	3人	2.1%

問19 外出の時に支援が必要ですか (1つに〇)

「いつも支援が必要」な人が約半数(48.3%)おり、次いで「慣れない所には支援が必要」(21.4%)な人がいる一方で、約2割(19.3%)の人が「いつもひとりで外出している」という結果となっている。

母数:145人	身	体	知	的	精	神	手帳なし	ノ・不明	合	計
いつもひとりで外出している	14人	9.7%	4人	2.8%	6人	4.1%	4人	2.8%	28人	19.3%
調子が悪い場合は支援が必要	1人	0.7%	1人	0.7%		0.0%	1人	0.7%	3人	2.1%
慣れない所には支援が必要	8人	5.5%	14人	9.7%	2人	1.4%	7人	4.8%	31人	21.4%
いつも支援が必要	24人	16.6%	34人	23.4%	4人	2.8%	8人	5.5%	70人	48.3%
その他	3人	2.1%	1人	0.7%		0.0%	5人	3.4%	9人	6.2%
無回答	1人	0.7%	1人	0.7%		0.0%	2人	1.4%	4人	2.8%

付問:外出に支援が必要なとき、どのようにしていますか (いくつでも())

「家族の付き添い」が約半数(52.4%)であり、「福祉サービスを利用している」人は14.5%となっている。

母数:145人	身	体	知	的	精	神	手帳なり	ン・不明	合	計
家族の付き添い	28人	19.3%	40人	27.6%	4人	2.8%	4人	2.8%	76人	52.4%
友人や知人、ボランティア等の付き添い	2人	1.4%	2人	1.4%	1人	0.7%	1人	0.7%	6人	4.1%
福祉サービス(移動支援等)の利用	7人	4.8%	7人	4.8%		0.0%	7人	4.8%	21人	14.5%
福祉タクシー等の移動サービスを利用	1人	0.7%		0.0%		0.0%	8人	5.5%	9人	6.2%
その他	2人	1.4%	11人	7.6%	2人	1.4%	5人	3.4%	20人	13.8%
無回答	3人	2.1%	2人	1.4%		0.0%	2人	1.4%	7人	4.8%

問20 道路や公共交通機関、施設等のバリアフリー化について、あなたはどのように感じますか (1つに○)

「かなり改善した」・「改善したが、まだ改善の余地がある」が合わせて47.6%、「改善したとは思えない」・「全く改善していない」が32.4%となっている。

母数:145人	身	体	知	的	精	神	手帳なり	∠・不明	合	計
かなり改善した	3人	2.1%	6人	4.1%	1人	0.7%	1人	0.7%	11人	7.6%
改善したが、まだ、改善の余地がある	21人	14.5%	24人	16.6%	1人	0.7%	12人	8.3%	58人	40.0%
改善したとは思えない	16人	11.0%	13人	9.0%	4人	2.8%	4人	2.8%	37人	25.5%
まったく改善していない	5人	3.4%	4人	2.8%	1人	0.7%		0.0%	10人	6.9%
無回答	6人	4.1%	8人	5.5%	5人	3.4%	10人	6.9%	29人	20.0%

4 サービス利用と充実などについて

問21 障害者支援法の障がい福祉サービスを利用していますか (1つに)

母数:145人	身	体	知	的	精	神	手帳なり	し・不明	合	計
利用している	20人	13.8%	42人	29.0%	8人	5.5%	18人	12.4%	88人	60.7%
利用していない	26人	17.9%	5人	3.4%	3人	2.1%	2人	1.4%	36人	24.8%
無回答	5人	3.4%	8人	5.5%	1人	0.7%	7人	4.8%	21人	14.5%

問22 障がい支援区分の認定を受けている方は、区分を選んでください (1つに〇)

母数:88人	身	体	知	的	精	神	手帳な	し・不明	合	計
区分 1		0.0%	1人	1.1%		0.0%		0.0%	1人	1.1%
区分 2		0.0%	4人	4.5%	2人	2.3%	1人	1.1%	7人	8.0%
区分 3	1人	1.1%	4人	4.5%	1人	1.1%		0.0%	6人	6.8%
区分 4	2人	2.3%	5人	5.7%		0.0%		0.0%	7人	8.0%
区分 5	3人	3.4%	10人	11.4%	1人	1.1%	2人	2.3%	16人	18.2%
区分 6	3人	3.4%	3人	3.4%		0.0%		0.0%	6人	6.8%
18歳未満	2人	2.3%	10人	11.4%	1人	1.1%	7人	8.0%	20人	22.7%
認定を受けていない	3人	3.4%		0.0%	1人	1.1%		0.0%	4人	4.5%
無回答	6人	6.8%	5人	5.7%	2人	2.3%	8人	9.1%	21人	23.9%

問23 サービスを利用している方は、どのサービスを利用していますか (それぞれ1つに○)

母数:88人	身	体	知	的	精	神	手帳な	し・不明	合	計
居宅介護	4人	4.5%	2人	2.3%	3人	3.4%	1人	1.1%	10人	11.4%
生活介護	9人	10.2%	23人	26.1%	1人	1.1%	4人	4.5%	37人	42.0%
就労移行支援		0.0%	1人	1.1%		0.0%	1人	1.1%	2人	2.3%
就労継続支援	3人	3.4%	2人	2.3%	2人	2.3%	2人	2.3%	9人	10.2%
短期入所	5人	5.7%	8人	9.1%	1人	1.1%	1人	1.1%	15人	17.0%
共同生活援助	2人	2.3%	4人	4.5%	1人	1.1%		0.0%	7人	8.0%
施設入所	7人	8.0%	11人	12.5%	1人	1.1%	2人	2.3%	21人	23.9%
児童発達支援・児童デイサービス	3人	3.4%	13人	14.8%	2人	2.3%	11人	12.5%	29人	33.0%
相談支援•児童相談支援	9人	10.2%	27人	30.7%	7人	8.0%	9人	10.2%	52人	59.1%
地域生活支援事業	3人	3.4%	8人	9.1%		0.0%	3人	3.4%	14人	15.9%

問24 制度やサービス等を利用して不満に思うことがありますか (いくつでも○)

最も多いのが、「利用回数・時間等に制限がある」で12.4%、次いで「身近なところを利用できない」、「サービス内容に関する情報が少ない」が9.7%となっている。

母数:145人	身	体	知	的	精	神	手帳なし	_ン ・不明	合	計
サービス内容が障がいに合っていない	4人	2.8%	4人	2.8%		0.0%	2人	1.4%	10人	6.9%
身近なところを利用できない	4人	2.8%	6人	4.1%	1人	0.7%	3人	2.1%	14人	9.7%
利用したい日・時間等に利用できない	2人	1.4%	6人	4.1%	1人	0.7%	1人	0.7%	10人	6.9%
利用回数・時間等に制限がある	4人	2.8%	9人	6.2%	1人	0.7%	4人	2.8%	18人	12.4%
利用料が高い	3人	2.1%	4人	2.8%		0.0%	1人	0.7%	8人	5.5%
急な変更に応じてもらえない	3人	2.1%	1人	0.7%	1人	0.7%	1人	0.7%	6人	4.1%
事業所等の担当者の対応が良くない	1人	0.7%	2人	1.4%		0.0%		0.0%	3人	2.1%
事業所等の担当者が良く変わる		0.0%	4人	2.8%		0.0%		0.0%	4人	2.8%
事業所等の担当者の知識や経験が不足	1人	0.7%	4人	2.8%		0.0%		0.0%	5人	3.4%
本人や家族の意向を尊重してもらえない	2人	1.4%	4人	2.8%		0.0%		0.0%	6人	4.1%
プライバシー等の配慮に欠けている	1人	0.7%	1人	0.7%		0.0%	2人	1.4%	4人	2.8%
建物や設備が障がい特性に配慮されてない	4人	2.8%	5人	3.4%		0.0%	1人	0.7%	10人	6.9%
サービス内容に関する情報が少ない	1人	0.7%	11人	7.6%	1人	0.7%	1人	0.7%	14人	9.7%
相談や手続きに時間がかかり面倒	1人	0.7%	3人	2.1%		0.0%	1人	0.7%	5人	3.4%
障がい支援区分の認定に疑問がある	2人	1.4%	5人	3.4%		0.0%		0.0%	7人	4.8%
他の利用者との相性を配慮してもらえない	4人	2.8%	3人	2.1%	1人	0.7%		0.0%	8人	5.5%
その他	7人	4.8%	2人	1.4%	1人	0.7%	4人	2.8%	14人	9.7%
無回答	29人	20.0%	28人	19.3%	7人	4.8%	16人	11.0%	80人	55.2%

問25 問23のサービス以外で、利用したいと思うもの、充実するべきだと思うものはどれですか(いくつでも〇)

「特にない」という回答が22.1%で最も多く、次いで「期間相談支援センター機能の充実」が18.6%、「地域活動支援センター」が13.8%となっている。

母数:145人	身	体	知	的	精	神	手帳なり	ン・不明	合	計
基幹相談支援センター機能の充実	9人	6.2%	13人	9.0%		0.0%	5人	3.4%	27人	18.6%
成年後見制度利用支援事業	1人	0.7%	12人	8.3%		0.0%	1人	0.7%	14人	9.7%
「障がい者親の会」等自発的活動に関する支援	1人	0.7%	9人	6.2%		0.0%	1人	0.7%	11人	7.6%
地域活動支援センター事業	6人	4.1%	11人	7.6%	3人	2.1%		0.0%	20人	13.8%
意思疎通支援事業	3人	2.1%	5人	3.4%	1人	0.7%		0.0%	9人	6.2%
その他		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%
特にない	15人	10.3%	5人	3.4%	5人	3.4%	7人	4.8%	32人	22.1%
無回答	21人	14.5%	21人	14.5%	4人	2.8%	14人	9.7%	60人	41.4%

⑤ 仕事について(18歳以上のみ)

問26 平日の日中を主にどのように過ごしていますか (1つに)

最も多いのが、「福祉施設・作業所等に通っている」の32.0%で、「自宅で過ごしている」が23.3%、「入所施設や病院等で過ごしている」が18.4%となっている。

	•	_ •								
母数:103人	身	体	知	的	精	神	手帳な	し・不明	合	計
会社勤めや自営業等で収入を得て仕事をしてる	5人	4.9%	1人	1.0%		0.0%		0.0%	6人	5.8%
福祉施設、作業所等に通っている	7人	6.8%	21人	20.4%	3人	2.9%	2人	1.9%	33人	32.0%
ボランティアなど、収入を得ない仕事をしている		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%
病院等のデイケア・リハビリテーションに通ってる	3人	2.9%	1人	1.0%	2人	1.9%	1人	1.0%	7人	6.8%
入所している施設や病院等で過ごしている	7人	6.8%	8人	7.8%	1人	1.0%	3人	2.9%	19人	18.4%
大学、専門学校、職業訓練校等に通ってる		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%
自宅で過ごしている	19人	18.4%		0.0%	3人	2.9%	2人	1.9%	24人	23.3%
その他		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%
無回答	5人	4.9%	7人	6.8%	1人	1.0%	1人	1.0%	14人	13.6%

問27 今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか (1つに〇)

「仕事はしたくない・できない」(45.6%)が、「仕事をしたい」(33.0%)を上回っている。

母数:103人	身	体	知	的	精	神	手帳なし	ン・不明	合	計
仕事をしたい	12人	11.7%	16人	15.5%	4人	3.9%	2人	1.9%	34人	33.0%
仕事はしたくない・できない	26人	25.2%	13人	12.6%	4人	3.9%	4人	3.9%	47人	45.6%
無回答	8人	7.8%	9人	8.7%	2人	1.9%	3人	2.9%	22人	21.4%
合 計	46人	44.7%	38人	36.9%	10人	9.7%	9人	8.7%	103人	100.0%

付問:収入を得る仕事をするために、職業訓練などを受けたいと思いますか (1つに〇)

「受けたくない・受ける必要がない」が6割以上(63.8%)であり、「受けたい」と回答した人はわずか1人(2.1%)となっている。

母数:47人	身	体	知	的	精	神	手帳な	し・不明	合	計
すでに受けている		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%
受けたい	1人	2.1%		0.0%		0.0%		0.0%	1人	2.1%
受けたくない、受ける必要がない	17人	36.2%	6人	12.8%	4人	8.5%	3人	6.4%	30人	63.8%
無回答	8人	17.0%	7人	14.9%		0.0%	1人	2.1%	16人	34.0%

問28 働くためには、どのようなことが必要だと思いますか(いくつでも○)

「近くに働く場所があること」が15.9%で最も多く、以下「障がいのある人に適した仕事」(14.5%)、「通勤手段の確保」(12.4%)の順に多くなっている。

母数:145人	身	体	知	的	精	神	手帳な	し・不明	合	計
近くに働く場所があること	7人	4.8%	10人	6.9%	4人	2.8%	2人	1.4%	23人	15.9%
自宅で働けること	5人	3.4%	1人	0.7%	1人	0.7%		0.0%	7人	4.8%
通勤手段の確保	6人	4.1%	8人	5.5%	2人	1.4%	2人	1.4%	18人	12.4%
健康状態に合わせた働き方ができること	5人	3.4%	6人	4.1%	1人	0.7%	1人	0.7%	13人	9.0%
短時間勤務や勤務日数等の配慮	2人	1.4%	4人	2.8%	1人	0.7%	1人	0.7%	8人	5.5%
障がいのある人に適した仕事であること	3人	2.1%	15人	10.3%	1人	0.7%	2人	1.4%	21人	14.5%
斡旋したり、相談できる場所があること	2人	1.4%	3人	2.1%		0.0%		0.0%	5人	3.4%
技能・知識習得を援助する施設が充実している	1人	0.7%	4人	2.8%	1人	0.7%		0.0%	6人	4.1%
公的機関が積極的に雇用すること	1人	0.7%	1人	0.7%		0.0%	1人	0.7%	3人	2.1%
民間企業が積極的に雇用すること	2人	1.4%	3人	2.1%		0.0%		0.0%	5人	3.4%
事業主や職場の人たちの理解	1人	0.7%	9人	6.2%	3人	2.1%		0.0%	13人	9.0%
障がいのある仲間と一緒に働けること	2人	1.4%	9人	6.2%		0.0%	2人	1.4%	13人	9.0%
職場の施設や設備が配慮されていること	3人	2.1%	8人	5.5%		0.0%	1人	0.7%	12人	8.3%
介助者と一緒に働けること	3人	2.1%	7人	4.8%		0.0%		0.0%	10人	6.9%
職場での介助制度が充実していること	2人	1.4%	7人	4.8%		0.0%		0.0%	9人	6.2%
職場でジョブコーチ等の支援が受けられること	1人	0.7%	1人	0.7%		0.0%		0.0%	2人	1.4%
職場で長期間勤務できるよう支援してくれること	3人	2.1%	3人	2.1%	1人	0.7%	1人	0.7%	8人	5.5%
就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	2人	1.4%	2人	1.4%	3人	2.1%		0.0%	7人	4.8%
仕事についての職場外での相談対応、支援	2人	1.4%	6人	4.1%		0.0%		0.0%	8人	5.5%
わからない	3人	2.1%	3人	2.1%	2人	1.4%	5人	3.4%	13人	9.0%
その他	5人	3.4%	1人	0.7%		0.0%		0.0%	6人	4.1%
無回答	2人	1.4%	29人	20.0%	6人	4.1%	18人	12.4%	55人	37.9%

⑥ 教育について(18歳未満)

問29 現在の通園、通学先はどこですか (1つに〇)

	800	<i>j 1</i> 3 · (1	712 07							
母数:33人	身	体	知	的	精	神	手帳な	し・不明	合	計
幼稚園		0.0%	1人	3.0%	1人	3.0%	3人	9.1%	5人	15.2%
保育園		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%
通園施設	1人	3.0%	3人	9.1%	1人	3.0%	1人	3.0%	6人	18.2%
小·中·高等学校(普通学級)		0.0%	1人	3.0%		0.0%	3人	9.1%	4人	12.1%
小·中·高等学校(特別支援学級)		0.0%	5人	15.2%		0.0%	4人	12.1%	9人	27.3%
特別支援学校	1人	3.0%	5人	15.2%		0.0%		0.0%	6人	18.2%
専門学校		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%
その他		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%
どこにも行っていない		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%
無回答	2人	6.1%		0.0%	1人	3.0%		0.0%	3人	9.1%

付問1:現在の通園、通学先は希望どおりの場所ですか (1つに())

「はい」と回答した人が8割以上(81.8%)であるが、「いいえ」と回答した人も1割ほど(9.1%)いる。

母数:33人	身 体	知 的	精神	手帳なし・不明	合 計
はい	2人 6.1%	12人 36.4%	2人 6.1%	11人 33.3%	27人 81.8%
いいえ	0.0%	3人 9.1%	0.0%	0.0%	3人 9.1%
無 回 答	2人 6.1%	0.0%	1人 3.0%	0.0%	3人 9.1%

付問2:通園、通学などの際に困っていることはありますか (いくつでも〇)

「特に困っていることはない」が39.4%で最も多く、次いで「学校の特別支援教育に理解や配慮が足りない」、「先生の理解や配慮が足りない」がそれぞれ21.2%となっている。

母数:33人	身	体	知	的	精	神	手帳な	し・不明	合	計
交通手段がない		0.0%	3人	9.1%	1人	3.0%		0.0%	4人	12.1%
エレベーター・トイレ等の施設が整っていない	1人	3.0%		0.0%		0.0%		0.0%	1人	3.0%
介助体制が十分でない		0.0%	1人	3.0%	1人	3.0%	1人	3.0%	3人	9.1%
学校の特別支援教育に理解や配慮が足りない		0.0%	3人	9.1%		0.0%	4人	12.1%	7人	21.2%
先生の理解や配慮がたりない		0.0%	3人	9.1%		0.0%	4人	12.1%	7人	21.2%
友人の理解が得られない		0.0%	2人	6.1%		0.0%	3人	9.1%	5人	15.2%
友だちができない		0.0%	4人	12.1%		0.0%	2人	6.1%	6人	18.2%
特に困っていることはない	1人	3.0%	8人	24.2%		0.0%	4人	12.1%	13人	39.4%
その他		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%
無回答	2人	6.1%		0.0%	1人	3.0%	1人	3.0%	4人	12.1%

問30 学校教育に望むのはどのようなことですか (いくつでも())

特に多かった回答が、「能力や障がいの状況に合った指導をしてほしい」(45.5%)、「就学や進路等相談体制を充実させてほしい」(39.4%)、「生活や学習面での困難を克服できるような指導」(36.4%)、「個別指導を充実してほしい」(30.3%)となっている。

母数:33人	身	体	知	的	精	神	手帳なり	J·不明	合	計
就学や進路等相談体制を充実させてほしい		0.0%	5人	15.2%		0.0%	8人	24.2%	13人	39.4%
能力や障がいの状況に合った指導をしてほしい	1人	3.0%	4人	12.1%	1人	3.0%	9人	27.3%	15人	45.5%
学校内の介助体制を組んでほしい	1人	3.0%	2人	6.1%		0.0%	4人	12.1%	7人	21.2%
施設、設備、教材を充実してほしい	1人	3.0%	3人	9.1%		0.0%	2人	6.1%	6人	18.2%
個別指導を充実してほしい		0.0%	5人	15.2%	1人	3.0%	4人	12.1%	10人	30.3%
通常の学校との交流機会を増やしてほしい		0.0%	2人	6.1%		0.0%	5人	15.2%	7人	21.2%
放課後・夏休み等遊んだり勉強できる場所の充実	1人	3.0%	1人	3.0%		0.0%	1人	3.0%	3人	9.1%
生活や学習面での困難を克服できるような指導		0.0%	5人	15.2%	1人	3.0%	6人	18.2%	12人	36.4%
将来やりたい仕事に必要な勉強・実習等の充実		0.0%	2人	6.1%		0.0%	3人	9.1%	5人	15.2%
特に望むことはない	1人	3.0%	6人	18.2%	1人	3.0%		0.0%	8人	24.2%
その他		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%
無回答	2人	6.1%	2人	6.1%	1人	3.0%		0.0%	5人	15.2%

⑦ 権利擁護・災害時の避難等・今後の暮らしについて

問31 あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがありますか (1つに〇)

3割以上(34.5%)の人が、差別や嫌な思いをしたことが「ある」と回答している。

母数:145人	身	体	知	的	精	神	手帳なし	_ン ・不明	合	計
ある	12人	8.3%	25人	17.2%	4人	2.8%	9人	6.2%	50人	34.5%
ない	30人	20.7%	21人	14.5%	8人	5.5%	14人	9.7%	73人	50.3%
無回答	9人	6.2%	9人	6.2%		0.0%	4人	2.8%	22人	15.2%

付問:どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか (いくつでも())

最も多いのが、「買い物などの外出先」で52.0%、他に「公共機関(病院・役所等)」が24.0%、「学校・仕事場」、「住んでいる地域」がそれぞれ22.0%となっている。

母数:50人	身	体	知	的	精	神	手帳な	し・不明	合	計
学校·仕事場	2人	4.0%	4人	8.0%		0.0%	5人	10.0%	11人	22.0%
仕事を探すとき	1人	2.0%	1人	2.0%		0.0%	1人	2.0%	3人	6.0%
住んでる地域		0.0%	7人	14.0%	2人	4.0%	2人	4.0%	11人	22.0%
買い物などでの外出先	5人	10.0%	17人	34.0%	1人	2.0%	3人	6.0%	26人	52.0%
公共機関(病院・役所等)		0.0%	9人	18.0%	2人	4.0%	1人	2.0%	12人	24.0%
その他	3人	6.0%		0.0%		0.0%		0.0%	3人	6.0%
無回答	1人	2.0%	1人	2.0%		0.0%		0.0%	2人	4.0%

問32 成年後見制度についてご存知ですか (1つに)

6割(62.1%)以上の人が、制度について「知らない」と回答している。

母数:145人	身	体	知	的	精	神	手帳な	し・不明	合	計
知っている	13人	9.0%	14人	9.7%	2人	1.4%	4人	2.8%	33人	22.8%
知らない	27人	18.6%	32人	22.1%	9人	6.2%	22人	15.2%	90人	62.1%
無回答	11人	7.6%	9人	6.2%	1人	0.7%	1人	0.7%	22人	15.2%

問33 あなたは、火事や災害時の避難場所を知っていますか (1つに())

「知っている」(43.4%)人と「知らない」(46.9%)人の割合が、それぞれ同じぐらいとなっている。

母数:145人	身	体	知	的	精	神	手帳なし	╭•不明	合	計
知っている	28人	19.3%	19人	13.1%	4人	2.8%	12人	8.3%	63人	43.4%
知らない	16人	11.0%	31人	21.4%	8人	5.5%	13人	9.0%	68人	46.9%
無回答	7人	4.8%	5人	3.4%		0.0%	2人	1.4%	14人	9.7%

問34 あなたは、火事や災害時などの時に一人で避難できますか (1つに○)

「できる」と回答した人は26.2%にとどまり、「できない」人が6割を超えている。(62.1%)

母数:145人	身	体	知	的	精	神	手帳な	し・不明	合	計
できる	15人	10.3%	10人	6.9%	5人	3.4%	8人	5.5%	38人	26.2%
できない	28人	19.3%	39人	26.9%	6人	4.1%	17人	11.7%	90人	62.1%
無回答	8人	5.5%	6人	4.1%	1人	0.7%	2人	1.4%	17人	11.7%

問35 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか (1つに〇)

「いない」と回答した人が49.0%で、「いる」または「緊急通報等利用」と回答した人の43.5%を上回っている。

母数:145人	身	体	知	的	精	神	手帳なし	ン·不明	合	計
いる	22人	15.2%	15人	10.3%	4人	2.8%	8人	5.5%	49人	33.8%
いない	16人	11.0%	30人	20.7%	8人	5.5%	17人	11.7%	71人	49.0%
緊急通報等利用	3人	2.1%	10人	6.9%		0.0%	1人	0.7%	14人	9.7%
無回答	10人	6.9%		0.0%		0.0%	1人	0.7%	11人	7.6%

問36 あなたが、避難所で困ることは何ですか(いくつでも〇)

「安全なところまで避難することができない」が36.6%、次いで「周囲とのコミュニケーションがとれない」(34.5%)、「病院での治療が受けられない」(24.8%)、「救助を求めることができない」(23.4%)の順に多くなっている。

母数:145人	身	体	知	的	精	神	手帳な	し・不明	合	計
病院での治療が受けられない	13人	9.0%	15人	10.3%	3人	2.1%	5人	3.4%	36人	24.8%
救助を求めることができない	6人	4.1%	22人	15.2%	2人	1.4%	4人	2.8%	34人	23.4%
日常生活用具の入手ができない	6人	4.1%	12人	8.3%	2人	1.4%	3人	2.1%	23人	15.9%
安全なところまで避難することができない	15人	10.3%	27人	18.6%	3人	2.1%	8人	5.5%	53人	36.6%
周囲とのコミュニケーションがとれない	7人	4.8%	34人	23.4%	4人	2.8%	5人	3.4%	50人	34.5%
避難場所の設備が不安	16人	11.0%	9人	6.2%	1人	0.7%	3人	2.1%	29人	20.0%
その他	3人	2.1%	3人	2.1%	1人	0.7%		0.0%	7人	4.8%
特にない	8人	5.5%	2人	1.4%	3人	2.1%	8人	5.5%	21人	14.5%
無回答	9人	6.2%	8人	5.5%	2人	1.4%	4人	2.8%	23人	15.9%

問37 あなたは、将来(も)地域で生活したいと思いますか (1つに○)

半数近くの人(44.1%)が「今のまま生活したい」という回答であるが、「家族と一緒に生活したい」人も26.9%とそれに次いで多い。

母数:145人	身	体	知	的	精	神	手帳なり	し·不明	合	計
今のまま生活したい	29人	20.0%	9人	6.2%	7人	4.8%	19人	13.1%	64人	44.1%
グループホームなどを利用したい		0.7%	7人	4.8%		0.0%	1人	0.7%	9人	6.2%
家族と一緒に生活したい	9人	6.2%	25人	17.2%	3人	2.1%	2人	1.4%	39人	26.9%
一般の住宅で独り暮らしをしたい	2人	1.4%	1人	0.7%	1人	0.7%	1人	0.7%	5人	3.4%
その他	1人	0.7%	3人	2.1%		0.0%		0.0%	4人	2.8%
無回答	9人	6.2%	10人	6.9%	1人	0.7%	4人	2.8%	24人	16.6%

問38 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか (いくつでも())

「必要な在宅サービスが適切に利用できること」(39.3%)が最も多く、「経済的な負担の軽減」(35.9%)や「障がい者に適した住居の確保」(33.8%)、「地域住民等の理解」(32.4%)などもそれに次いで多い。

母数:145人	身	体	知	的	精	神	手帳なり	J·不明	合	計
在宅で医療ケアなどが適切に得られること	13人	9.0%	6人	4.1%	3人	2.1%	6人	4.1%	28人	19.3%
障がい者に適した住居の確保	14人	9.7%	17人	11.7%	1人	0.7%	17人	11.7%	49人	33.8%
必要な在宅サービスが適切に利用できること	25人	17.2%	15人	10.3%	2人	1.4%	15人	10.3%	57人	39.3%
生活訓練等の充実	3人	2.1%	12人	8.3%		0.0%	12人	8.3%	27人	18.6%
経済的な負担の軽減	13人	9.0%	18人	12.4%	3人	2.1%	18人	12.4%	52人	35.9%
相談対応等の充実	10人	6.9%	13人	9.0%	4人	2.8%	13人	9.0%	40人	27.6%
地域住民等の理解	7人	4.8%	19人	13.1%	2人	1.4%	19人	13.1%	47人	32.4%
その他	8人	5.5%		0.0%	1人	0.7%		0.0%	9人	6.2%
無回答	9人	6.2%	13人	9.0%	3人	2.1%	13人	9.0%	38人	26.2%

問39 障がいのある人が暮らしやすい棚倉町になるために、特にどのようなことが必要だとお考えですか(いくつでも○) 回答に大きな偏りは見られないが、特に「相談窓口の体制充実・手続きの簡素化」(31.7%)や「災害や緊急時に避難を手伝う体制の整備」(29.7%)、「障がいに配慮した住宅・GH等住まいの提供」(26.9%)などの回答が多くなっている。

母数:145人	身	体	知	的	精	神	手帳なし	∠•不明	合	計
相談窓口の体制充実・手続きの簡素化	15人	10.3%	22人	15.2%	3人	2.1%	6人	4.1%	46人	31.7%
保健・医療・福祉に関する情報提供	8人	5.5%	18人	12.4%	3人	2.1%	3人	2.1%	32人	22.1%
参加しやすいスポーツサークル等の場の提供	7人	4.8%	14人	9.7%	4人	2.8%	3人	2.1%	28人	19.3%
バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	13人	9.0%	4人	2.8%	2人	1.4%		0.0%	19人	13.1%
リハビリ・訓練等ができる場の提供	18人	12.4%	10人	6.9%	1人	0.7%	6人	4.1%	35人	24.1%
障がい者(児)関わる団体のボランティア活動支援	5人	3.4%	16人	11.0%		0.0%	4人	2.8%	25人	17.2%
障がいの理解を促す福祉教育や啓発活動	9人	6.2%	21人	14.5%	1人	0.7%	7人	4.8%	38人	26.2%
保育所の受入や学校受入れ体制の整備	4人	2.8%	10人	6.9%	1人	0.7%	6人	4.1%	21人	14.5%
職業訓練や働く場所の情報の提供	5人	3.4%	22人	15.2%		0.0%	6人	4.1%	33人	22.8%
障がいにかかわらず住民がふれあう機会の提供	8人	5.5%	8人	5.5%	2人	1.4%		0.0%	18人	12.4%
地域の人が日常的に見守りする支援体制整備	6人	4.1%	18人	12.4%	3人	2.1%	3人	2.1%	30人	20.7%
保健師や相談支援員による訪問指導	11人	7.6%	19人	13.1%	5人	3.4%	1人	0.7%	36人	24.8%
障がいに配慮した住宅GH等住まいの提供	11人	7.6%	22人	15.2%	3人	2.1%	3人	2.1%	39人	26.9%
災害や緊急時に避難を手伝う体制の整備	17人	11.7%	22人	15.2%	2人	1.4%	2人	1.4%	43人	29.7%
その他	3人	2.1%	1人	0.7%		0.0%		0.0%	4人	2.8%
特にない	7人	4.8%	2人	1.4%	2人	1.4%	7人	4.8%	18人	12.4%
無回答	10人	6.9%	9人	6.2%		0.0%	6人	4.1%	25人	17.2%

2 事業所へのアンケート結果

○ 回答いただいた事業所の概要

事 業 所 名	主な提供サービス				
社会福祉法人棚倉町社会福祉協議会	居宅介護				
多機能型事業所 ドリーム&ホープ	就労継続支援B型、生活介護				
特定非営利活動法人 周-Amane-	生活介護、放課後等デイサービス				
社会福祉法人牧人会 発達支援センターたなぐら	児童発達支援、放課後等デイサービス				
結工房	就労継続支援B型、生活介護				
社会福祉法人白河学園 第二つぼみ園	児童発達支援				
社会福祉法人清峰会 さざなみ学園	施設入所支援、生活介護、短期入所				
福島県ひばり寮	施設入所支援、生活介護、短期入所、自立訓練(機能)				
福島県かしわ荘	施設入所支援、生活介護、短期入所				
特定非営利活動法人コラボ ワーキングやぶき	就労継続支援A型				
あづまっぺ	就労継続支援B型、生活介護				
特定非営利活動法人 翠の家	就労継続支援B型、生活介護				
指定特定相談支援事業所 南東北さくら館	計画相談支援				
どんぐりハウス	放課後等デイサービス				
	社会福祉法人棚倉町社会福祉協議会 多機能型事業所 ドリーム&ホープ 特定非営利活動法人 周-Amane- 社会福祉法人牧人会 発達支援センターたなぐら 結工房 社会福祉法人白河学園 第二つぼみ園 社会福祉法人清峰会 さざなみ学園 福島県ひばり寮 福島県かしわ荘 特定非営利活動法人コラボ ワーキングやぶき あづまっぺ 特定非営利活動法人 翠の家 指定特定相談支援事業所 南東北さくら館				

※ 事業所からの回答については、原文をそのまま掲載しております。

問1:日ごろの業務や運営に関しての課題

- 1 地域住民のため社会貢献したい
- 2 障がいの利用者の基礎
- 3 関係者との情報共有
- 4 相談支援専門員が1名しかいないので対応が後でとなる。
- 5 定員の見直し
- 6 職員(支援員)の不足
- 7 就労B型利用者不足と高齢化
- 8 重い症状の子どもも受入れており、より個別的な支援や家庭的な支援が重要
- 9 現行の運営基準は現行にはあっていない。
- 10 重度心身障害児は体調を崩しやすく入院に至るケースもあり、運営的には不安定と考えられる。
- 11 作業療法士等は専門的な支援に対する評価が低く、配置は難しい。
- 12 障がいに対する意識の習得
- 13 重症化、高齢化している現状にあり、それに伴い転倒によるけが等。
- 9体障がいだけでなく、触法の方、精神障がい等様々な疾患の方が入所しており、対応の難しさを感じる。
- 15 支援員の人材確保が難しい
- 16 事業採算の確保が厳しい
- 17 工賃アップ対策が進まない
- 施設が築50年経過し、修繕費用がかなりかかっている。また、入所者の重度化・高齢化に伴い既存の 施設では支障をきたしている。

- 強度行動障害の利用者が入所した場合、専門の職員配置が必要であるため、支援者の育成が必要で 19 ある。また、重度化・高齢化している入所者と強度行動障害の方との共存が難しく、それぞれに合った 環境や活動が必要である。
- 20 施設で個室等の整備や職員配置増が急務である
- 21 企業からの請負を主として収入を確保しているため、企業側の動向に左右されることがあり、安定した 事業収入を保っていくことが難しいことから他業種の企業との連携確保が課題となっている。
- 22 事業の人員確保と欠席やキャンセルに苦慮している
- 23 生活介護は重度の方の利用が多く、きめ細やかな支援や配慮が必要であり、また、送迎サービスの利用も多い。
- 放課後デイについては、地域に中高生利用可能な事業所が少ないことから当事業所の利用となって おり、利用ニーズの多様性、細やかな配慮等により職員数が不足がちであるが、報酬単価により増員 が難しい側面もあり人材、資金の確保が課題となっている。また、専門性を高めるための研修等の参加、受講し技能・意識向上についても人員・時間的制限により本来の予定より、少なくなっている。
- | 障がい者が寝たきりになり、在宅で介護する場合、高齢者のサービスは全て備えられているが、障がい者の場合受けられるサービスが少ないと感じる
- 26 障がい者が重度の利用者が多くなってきている
- 27 障がい者の高齢化
- 28 利用する方の高齢化・重度化により、全員が就労支援の対象とすることに難しさを感じ、多機能型への 移行の必要性を感じる。
- 29 スペースや他町村からの通所受入れに伴い送迎の範囲が広がり、また、定員の関係もあり新規の受入が難しい。
- 30 利用される方が引き続き地域で生活するためにGHの必要性を感じる
- 自立支援給付費が日額での請求となるため、利用者の出勤率によって収入が左右されてしまう。欠席時対応加算はあるが請求できる回数も限定されており完全な補てんとはならない。出勤率が上がるよう請求限度の日数まで開所日を増やしてはいるが、思うように出勤日数が増えないことと、職員のシフト勤務や事務作業及び残務整理などが増加してしまう課題がある。また、現在の定員に関して不足の状態であるため定員を満たしていく事も課題となる。
- 経営は安定しているが、2事業所による人件費、光熱水費等の事業維持に大部分が費やされ、利用されている方のニーズ(GH設置や入浴等のサービスの拡充)に応えられるための新規事業展開に踏み切れない。また、不動産を確保し1事業所への移行することも検討しているが、利用者の居住地が広域にわたり、送迎等に時間がかかることや地域との密着度等、検討課題が多く、着手には至らない。
- 33 様々な障がいを持つ方の受入にあたり、集団の中での適応が難しい方とほかの方が共有する空間が狭く、トラブルに発展しないだけの十分なスペースの確保が難しい。
- 34 工賃向上と安定した工賃収入の途が少なく模索中にある。
- 働く人材の確保と育成について、継続して勤務していただけなかったり、子どもの特性に応じた支援に 35 ついて習得するまでに時間を要することが課題と感じている。また、定員もあり、ニーズに対応しきれない所も悩んでいる。
- 36 工賃向上
- 37 利用者の高齢化
- 38 自前の施設でない点
- 取日本大震災(福島原発事故)以後、福祉現場への就労希望者が激減しており事業継続が精一杯で、新たな福祉サービスへの取組みができない
- 40|居宅介護サービスを利用したい方がいても、事業所で人員不足のため、支援ができないこと

問2:行政や他の機関及び地域と連携を深めるにあたっての課題

- 1 始まって間もないため、課題が見えない。
- 2 行政及び関係機関地域の方との接点を持てるような取組みが必要
- 行政や他の期間との連携は月に1回自立支援協議会に参加している図られている。地域との連携につ 3 いても1年と通してイベント活動に参加し親睦や関わりを持つ事が出来ているが、ボランティア活動は土 日の活動が多いため限られた職員の参加にとどまっている。
- 児童の就学等のむけて、福祉と教育の連携・協同がスムーズでないと思えることがある。自立支援協 4議会には行政や他機関は定期的に参加しているが教育行政の参加が少ないので、定期的に参加する ことでより連携・協同できる。
- 在宅生活での変化に気付き、早めに治療を受けた方が良いと思い報告してもなかなか医療機関には 伝わらない
- 6 施設の取組みに対する趣旨を分かってもらえない。(サービス等について)
- 7 毎年度、担当者が変わり伝えたいことが申し送られていない。
- 8 活動の内容や方法は各事業所での完結型となっている
- 9 他の施設から20歳を超える方が退所し、当施設への入所を希望され、地域生活移行への取組みが進んでいないと感じる。
- 当施設ではGHの運営に関わるが、当施設利用の家族は安定した生活を希望する方も多く、重度化・10 高齢化に対応したGHが少ないため推進していない。また、GHの利用者も高齢化により施設に戻る方も出ている。
- |法人だけの地域移行はなかなか進まない状況であり、市町村と各法人をまとめる県等行政主導での |受け皿の整備を望む。
- 12 遠距離のため対応が難しい。
- 特に障がい児に関しては、ライフステージにおける総合的な支援体制の他、家族に対してのサポート、 13 行政、教育、福祉の連携強化が必要であるが、連携課題・専門性の違いや定期連絡会(学校・事業所間)の開催が時間的に難しい点が課題となっている。
- 14 行政及び他の機関との連携がきちんと取れないことが多々あり、連携を密に取りたいと希望します。
- 15 他の機関の人材不足が見られ問題をたくさん受け持つことにより、課題がスムーズに解決できないことがある。
- 利用者の方への支援においては、行政や各関係機関との連携は図られていると感じるが、地域における知名度が低くボランティアの不足等が課題となっている。
- 17 行政の人事異動で担当者が変わり対応が異なる場合がある。
- 18 担当者と長い時間、障がい者福祉サービスの理解を共有することで連携が深まってくると思う。
- 現在、各関係機関との情報共有が図られており、課題と感じられる点は少ない。しかし、安定した支援を受けている方でも年1回程度全体のケア確認が必要かと感じられる。
- 20|町立幼稚園、小学校は、各園、各校により対応が様々で連携の必要性を感じていただけていない。
- 21 一般就労事業所等の開拓
- 22 エリア内に社会福祉充実計画を推進する障がい分野の社会福祉法人が1箇所しか無く、組織、人材と もに不足である。

問3:医療ケアが必要な障がい児・者の支援を行うにあたっての課題

- 利用者の平均年齢53歳で誤嚥も増えている。看護職2名いるが、職員に内部研修等で知識や技術を教えている
- 2 研修
- 3 受けられる施設が少ない。
- 4 看護師がおり医療的な面では特に困った点はないが、今後常時医療的ケアが必要な利用者と契約した場合、現にいる利用者が必要とする事になった時の設備や職員の確保。
- 看護師を配置する上で医療機関と同等の給与を支払うことは難しい。また、現行の報酬単価でも看護 5 師の配置を行っても加算が少ないのでより看護師の配置は難しい。
- 6 医療的ケアが必要な児童の受け入れは長期入院等の可能性もあり、運営的にはリスクが高い。
- 7 緊急時、スムーズに受け入れてもらえない印象がある。
- 8 まだリハビリが必要だと思っても、治療が終了すると退院になってしまう。
- 9 医療的設備を整備することが困難
- 10 スタッフの確保(医療職の充足、維持)
- 11 連携できる体系の構築(病院・施設)
- 12 看護師、嘱託医、事業所運営の病院との連携のもと支援を行っている。
- 13 重度化・高齢化に伴う看取り体制が急務となり整備中である。
- 14 喀痰吸引等については、転勤や配置換えなどのより必要な養成を継続している。
- 15 重度化・高齢化に伴った配置換えが行われていないため職員の身体的・精神的な負担が増えている。
- 精神疾患がある方の就労支援の中で、定期的な通院により就労生活を維持されている方は増えている。状態により処方が変更される場合があるが、服薬調整により状態が安定しないことで勤務の安定が図れない場合もある。
- 17 定期的に行うことが課題
- 18 職員配置として、看護師の常勤の配置が必要となる。また、医療機関との連携も必要になってくるが、 医療機関が地域から離れた場所での場合もあるので、連携もスムーズではないかとも思われる。
- 19 医療的なケアが必要になるとヘルパーの介入できる部分が限られてしまう。ヘルパーでできる支援をしていきたい。
- 20 衛生面の確保。
- 21|医療機関、家庭との情報の共有と統一された支援、及び医療の立場からの指導の必要性を感じる。
- 22 本人及び保護者と診療所や住民福祉課及びヘルパーとの連携が必要。
- 23 健康診断等で医療ケアが必要であっても家庭だけでは対応できない場合があるため、いち早く対応できる仕組みが必要である。また、予防も積極的に行っていく必要がある。
- 医療機関とのスムーズな連携と専門の知識を備えた職員配置や支援員数の確保。また、ケアするに 24 足りる十分なスペース。
- 25 有資格者の配置、人材確保が困難であるかと思う。
- 26 設備についても現在は2階部分の使用のため課題となる。
- 27 当施設は知的障がい者用の小規模施設のため、構造上、居宅、トイレ、浴室、廊下等狭く、バリアリーフ化できない。従って全く自力歩行できない障害者の受入は行えない。
- 28 専門的な知識を学んでからでないと支援をするには不安がある。

問4:「合理的配慮の提供」に関しての課題、障がい児・者からの要望

- エレベーターが無い2階建てで、足腰の弱い方は1階での生活になっている。部屋は3人部屋でプライバシーが配慮できていない
- 日中の支援の中では、何が合理的配慮になっているか分らないため、言葉だけ知っているのではなく 提供の仕方を考え直してみたい。
- 現在の建物は賃貸のため改修工事ができない。そのため、建物やトイレの段差について保護者に説明し納得してもらっている。
- 過度な支援はしていないが、その人を守る(安全に安心して生活を送る)といった意味ではマニュアル を作成して尊守している。
- 環境面(ハード面)においてはすぐに対応できない部分もあるが、優先順位を付けて整備できるように 進めている。
- 6 障がい者に添った施設の整備が稼働率を考慮すると要望に添うことが困難
- 権利擁護を推進した取り組みや利用者本位のサービスに努め、障がい者差別解消法の合理的配慮の 7 提供に意識的に取り組んでいるが、施設に入所する形で、利用者が地元地域や社会から離れた所で 生活するスタイルを余儀なくされていると感じる。
- 8 家族も遠く離れた施設のため、面会もなかなか出来ないなど不住なところもある。
- 作業場所・内容などにおいて、限られた環境下で実施する上では、個別の特性に応じた配慮が全てに 行き届かない場合が生じることはあるが、A型事業所として「合理的配慮の提供義務」は標準的なもの と捉えている。この1年の調査結果では「承知していない」「分らない」という結果が多くなっているため、 改善するための方法を含めさらなる啓蒙・周知活動が必要と考える。
- 町内の店でタクシーが必要かと聞いてもらえたり、町の図書館使用時に別なスペースの使用を勧めて もらったりと、事業所としても配慮されていると感じている。
- 合理的配慮には専門的知識が必要な場面が多く、具体的内容についても浸透はしていないかと思われる。
- 障がい特性などから、一般の方と一緒に健康診断を受けることが難しかったり、保護者の負担が大き 12 かったりすることから、健康診断を受けない方が多い。一般の方とは別に受けられるよう配慮があると、重症化する前に病気の発見が可能になると感じる。
- 13「障害者差別解消法」自体が浸透していないため、合理的配慮もされていないと思われる。
- 14 地域や学校、企業等への周知がされなければ合理的配慮を行うこともできないと思われる。
- 15 知的に障がいがある方の場合、コミュニケーションに配慮を要する方が多い。
- 支援者の養成や市井の方の意識改革、啓発活動の活性が必要に感じる。また、障がい特性により、集 16 団での行動やイベント参加には難しい人もいるが、災害時の優遇、ともに楽しむ文化活動時への配慮 がハード、ソフト面で厚くなれば良いと感じる。
- 教育機関における環境づくりや人員配置については、障がい特性や個々の状況に配慮できない所があると思う。予算等と机上の空論では「合理的配慮」にならないのではないか。配慮の工夫について外部機関の意見を参考にすることはあるのでしょうか。また、そのことについての研修等はされているのでしょうか、と疑問を感じます。
- 18 現在、個室や仕切りのなどが必要な対象者はいないが、今後、必要に応じて検討する。
- 視聴覚障がいの方には、支援するときに不安にならないように全てにおいて声かけし、周りの様子等を 19 話しながら移動する。支援する側の顔が見えないため声によっての支援なので注意している。相手に どのように伝わっているか心配なときがある。

問5:権利擁護に関して、事業活動から感じられる課題

- 権利擁護に関し、研修を実施しているが、障がい者との関わりが上手くできず強い口調になってしまう 職員もいる。
- 2 虐待までならないグレーゾーンに関して、加害者と被害者の感じ方に違いがあり、行政の力が必要
- 3 虐待の無いよう心掛けているが、発生したっ場合の仕方を全職員が共通意識を持って行く。
- 4 年に1度行動規範、倫理綱領アンケートを全職員に実施している。
- 5 2ヶ月に一度職員会議時に権利擁護に関しての研修を行い、その場で全職員が理解を深め共有することができている。
- 6 要対協で要支援等とされているケースが情報の連携がされていないケースがある。
- 要支援児童として虐待防止に比重を置き、利用につなげてきたケースがあると思える。このようなケー7 スは、具体的な支援内容についても協議されたと思えるが、支援内容についての報告が無いことがある。
- 8 虐待を発見、報告しても、素早い対応や保護などの対応をしてもらえない。
- 9 職員の認識と対処方法の研修向上が必要。
- 10 保護者等からの相対的理解が必要。
- 11 活動中における配慮と対処の実践を重ねる必要がある。
- 12 当施設では権利擁護・虐待防止委員会による活動を中心に権利擁護を推進する取り組みを行っている。
- 可能な限り権利擁護の推進に努めているが、施設で集団生活することで個人の権利について制限されることもある。
- | 障がい者自身の年金及び賃金を他の家族が生活費に充当するという実態があった際に、どの段階で | 14 | 経済的虐待にあたるのか判断が難しい。
- 本人のニーズに合わせ、送迎時間等希望の対応を行ったりと支援を行っているが、あくまでも本人の要求がニーズに沿っているか上手くバランスを取っていくことが常に必要と感じている。
- 虐待については主に生活の場で身近な人たちにより引き起こされる場合が多く、表面化しにくく、本人が虐待を受けている自覚がない、相談先がない、また、居場所を失ったりエスカレートするのではといった不安があることが多い。事業所内では日々の記録の見直し、虐待報道の内容を周知するとともに専門的知識・技能の向上、人権意識の向上を図り支援に当たっているが、地域における基盤・ネットワーク・人材育成・相談窓口の設置のほか、差別、偏見をなくしていくことが課題と思われる。
- 家族の高齢化や能力の低さなどから、家庭において適切な食事提供や衛星保持が充分になされない 37 家庭や本人の年金や工賃が必要以上に生活費として搾取されてしまう家庭など関係機関と情報を共 有し支援したい。
- 事業所に本年度から「人権擁護委員会」を設置し利用者の虐待防止及び権利擁護に努めている。しか 18 し、家庭内での経済的虐待や精神的・身体的な虐待については把握しきれない部分もあり、デリケート な問題でもあるため、その把握や改善が課題である。
- 高齢になり、社会性や身体機能が衰えてきた保護者(親)と初老にかかり認知機能の衰えが表出してきた障がい者の家庭、また、重度の障害を持つ子の日常の世話が難しくなった家庭。自分の身体に精一杯になってきた高齢の擁護者が「理解すること」に支援をようする方を、苛立たずに対することは大変難しいことであると感じる。意のままにならない双方の感情の擦れ違いから弱者への攻撃や理解が難しいために起きる権利の剥奪(金銭搾取など)が起きてしまう。関係機関との連携を図り、公平な事実関係を観察し、必要な支援の発言に努めたい。
- 20 社会的に特に児童という弱い立場にある子ども達に対しての虐待防止の意識がまだまだ足りないと感じます。事業所としても保護者へも啓発の機会を作らなければならないと思います。
- 21|内部研修を年1度実施しており、外部研修も案内があれば可能な限り出席するようにしている。
- 22 言葉による虐待が見られ、高齢の母親が息子を介護することが身体的にも肉体的にも大変になってきても、自分はまだ大丈夫という気持ちが強い場合の支援が難しい。

問6:障害児・者が地域で生活を始める、または住み続けるための行政としての課題

- 1 地域で差別されないように生活できる環境整備。
- 2路線バスの無料化。
- 3 短期入所を利用したいときに利用できる体制整備。
- 4 地域移行にはヘルパーが必要不可欠なため、ヘルパーの増員が必要。
- 5 利用できるサービスや支援等を具体的に発信する。
- 6 各種サービスの拡大を図っていきたい。
- 障がいのある方が地域で住み続ける助け合う地域を創ることが必要、そのためには地域の方が障害 7 などに対する理解を深め助け合いの意識を持って行くことが必要なため、その取り組みが課題であり、 支援が必要な点。
- 8 グループホームや、就労移行支援は民間の事業所だけでは、事業を実施する建物などを確保することが難しい、使用していない公共施設の提供など共同体制ができればと思う。
- 9 定期的な訪問
- 10 訪問調査の時だけでなく、もう少し積極的に関わりを持ってほしい。
- 11 障がい者(特に身体)が利用できる居住の確保をしてほしい。
- 12 支援活動への支援(活動費の確保、受け皿・人材の育成、障がい者を理解する機会づくり)
- 13 生活基盤を各町村で担えるような施設整備、地域福祉サービスの充実。
- 在宅や地域で生活する障がい者の方が利用できる施設が少ないため、夜間対応可能な居宅介護、重度訪問介護、重度障害者などの包括的支援を充実させていただきたい。
- 養護施設を終える年齢時に地域移行していく際や在宅生活をされていても生活困窮に陥っている方等 15 の経済基盤は生活保護対象となる場合が多いと思われるが、生活実態等の見極めを含めてスムーズ な対応を願いたい。
- 当たり前の生活を送ることができるよう地域の生活基盤となる住まいの場(GH)や日中・訪問系サービスの充実・また緊急時対応等の整備や補助、助成、そして利用促進が課題と思われる。
- 17 病気になっても鮫川村に住む続けるために移動入浴車やサービスを増やしてほしい。
- 18 社会資源が少ない
- 19 知的障がい者の場合、自動車免許を持つ事が難しく通勤、買い物、通院などの移動手段が限られ、支援が必要である。 また、休日の余暇支援やサロンの開催なども必要と感じる。
- 地域での生活は地域住民の障害者に対する理解が第一であるため、偏見や差別がないよう理解を求 20 めることが課題と思われる。また、住み続けるためには住居が必要であり、GHの設置に対して行政の 多大な協力が必要である。
- 抱える家庭が疲弊してしまわないように、レスパイトケア等の家族支援をはじめ、在宅支援の充実が重 21 要な課題だと感じる。また、災害時などいち早く避難できるように障害を持つ方が暮らす地域への働き かけの確認。
- 22 災害弱者にならないように避難地、避難場所への配慮。避難都市との連携。
- 23 情報の共有など支援の一元化の構築。
- 福祉行政について専門性のある方、また、継続的に携わっていただくように配置されている方が支援 する質も向上し、地域に住む方も安心していられるのではないでしょうか。福祉の制度を知る行政から の情報提供が出来たり、障がい者に寄り添って生活の質を向上できるような体制を作っていただきた いと思います。
- 25 理解があれば支援も進む。様々な問題を解決するには時に財政的な支援も必要。
- 26 障害者の通院、診察の付添支援及び服薬管理の支援。
- この地域では、特別支援学校の通学はスクールバス利用できる小中学校までで、高等部は水郡線を 27 利用できない重度児は通学をあきらめるしかない現状である。せめて高等部の通学は保障していただ きたい。
- 28 在宅障害者の入浴保障(訪問入浴や高齢者施設の特殊浴槽の活用)
- 29 地域の支援する人達が障害児・者が地域で生活するにあたり、求めている事と支援する事がズレないようにする。支援する人達が同じように支援できるよう情報を共有し、意見交換も必要だと思う。

問7: 障がい者・児から現場で聞いたり感じたりする要望や課題

- 1 利用できる資源が少ない。
- 2 歩道が狭く歩くのに支障がある
- 3 保護者から町等でどのようなサービスをしているか知りたいと聞かれた。
- 1人世帯の家庭から「仕事を続けていくためには子どもを預けられなければならないが、保育園の利用も難しく、児童発達支援所では保育園のように長い時間面倒を見てもらうこともできない。また、土曜日に営業している事業所も少ないので、仕事も休みがちになり、経済的な安定が図れない」等の話がある。
- を期的に集える場所(以前は町の事業で定期的に集まる機会があり、他の方との交流や情報交換、 は健師等への相談ができた。そういった場所にまた参加したい)
- 地域に出たい、働きたい等希望を持つ方が多い一方で、受け皿が整っておらず施設生活となってしまっている。
- 保護者、利用者の高齢化に伴う将来への対応の不安や病院、施設との有機的連携のある利用方法の7 要望も散見される。 ※地域医療の実践は問3のような現実的な課題があり、一事業所の力量では大変困難と感じている。
- 8 「集いの場・憩いの場所」が欲しい。休日などの余暇時間の過ごし方がわからない。事業所以外にこうした環境があると非常にありがたい。
- 9 福祉のサービス(移動支援・GH等)が少ない。必要なサービスが整えば利用者もよりよくサービスを受けられ、住みやすい地域になってくると感じる。
- 10 今住んでいる町村に住み続けたい
- 11 1人で外出することが難しい
- 12 障がい者、その親が高齢になってきている
- 13 経済面などから障害者年金が生活費になってしまう
- 14 近くに入所施設が少ないため、利用することができない
- 就労を目指すにあたり、地域で障がい者を雇用してくれる企業がきわめて少ない。また、雇用してくれる企業があっても通勤手段が無い、企業の近くにGHがあれば良い。
- 高齢化が進んでおり、介護保険適用となる年齢から、介護サービスか障がい者サービスか、障がい者 サービスか判断が難しくなってきている。また、将来について考える保護者が多くなり、GHを望む声も 多くなっている。
- 主に利用している事業所が休みの日、家での時間の使われ方が分らず退屈である。土日祭日など地域に遊びに行って楽しくいられる場所があるといい。
- 18 居宅サービスがどのような動きをし、自分の生活に益をもたらすか理解できない(経験値が低いため関連付けが難しい)また、本人が望んでも養護者が必要ないと考え、本人主体にならないでいる。
- 19 幼稚園や学校での子どもに対する対応について、環境づくりについては、不満はよく聞かれます。
- 20 各児童に関わる担任や支援員の方の障がいの理解や支援方法の教育、研修等については、どうなっているのかと思います。専門家の支援を受けた方が良いのではないかと考えます。______
- 21 送迎に関すること。
- 22 親亡き後の自立した生活について
- 23 学童保育の充実と障がい児の受け入れの促進。
- 24 放課後等デイサービス事業の充実
- 25 グループホームの設置
- 26 就労A型事業所の整備
- 27 ヘルパーさんを利用したくても利用できない。

問8:他市町村の先進的な取組みや参考となる事例

- 1 逢和会等で実施している車両による移動支援等利用できるサービスが多い。
- 2 サロンなど身近で利用しやすい場所がある。
- 3 聾の方に対して、市町村職員が自ら手話通訳として何度も施設に来寮しコミュニケーションを図っている。
- 4 須賀川市における行政を中心に各部会活動による事例研修等は大変有効に機能している。
- 5 | 須賀川市役所内にレストラン・売店「こむぎ」があるが、自立支援協議会においても市が積極的に発言し、場所の確保や設置主体への働きかけも行っていた。
- 6 マイタウン白河で優樹福祉会の事業活動(カフェ・パン販売)
- 7|白河市「優樹福祉会」の7名定員の平屋建物2棟を建設(家主あり)それを賃貸契約しGHとしている。
- 富山県 共生型福祉施設「富山型デイサービス」小規模で家庭的な雰囲気の中で高齢者や障害者や子供など1人1人の生活リズムに合わせて柔軟なサービスを提供する施設。近くで(または同一敷地内で)共に交流することで、子どもの心に自然と障がい者や老人への思いやりやいたわりの心が育ち、加えて老人や障害者の認知機能の低下防止、日常の楽しみが加わっている。
- 9 那須 NPO法人フロンティア メンタルヘルスを中心とした豊かなまちづくりへの寄与
- 10 愛知県半田市社会福祉協議会の取組み
- 11 社会福祉士の有資格者を福祉担当者に配置して行政を進めている市がありました。

問9: 今後、新たに取り組みを検討している事業

- 1 現在、施設の増築工事を行っている。
- 2 法人内事業の整理により、生活介護と就労支援の活動を有機的に支援展開とするため複合的施設の整備を進め、利用者の状態に対応した支援の提供ができるよう計画している。
- 3 保護者に対してペアレント・プログラムの実施
- 現時点で検討している新規事業は無いが、障がい者を家族として抱えていることで不安や心配事を 持っている家族を対象としたサロンを企画している。
- 5 工賃向上に関して「新規事業」の話題が出ているが、具体的になっていない。

問10:その他、障がい者福祉行政に関する意見等

- 1 昨年4月に施行された障害者差別解消を住民がほとんど知らない。
- 2 社会福祉協議会において障がい者に対するサービス支援を行って欲しい。
- 3 障がい者が地域でもっと住みやすくなる町づくりをしてほしい。
- 住民の生活向上は勿論のこと、その地点における社会背景を汲み取られることに加え、今後の行政がトップダウン方式から住民の責任のある行動計画を前面に個々人の事象を的確にとらえた施策の実施を望む。
- 5 利用者の施設生活が長期化している現状や重度化高齢化の問題が最重要課題であることを認識していただき、計画を見なおしていただきた。
- 6 障がい者をもっと身近に感じられる地域づくりを一緒にやってきたいと思います。
- 7 サービスがもう少し充実すると良いと思う。
- 8 障害者優先調達支援法により、サイクリングロードの公衆トイレ清掃や町の成人式の記念品発注をもらい感謝している。継続とさらなる新規発注を
- 9「地域支援拠点」の整備について期限に間に合うように動いてもらいたい。
- 10 発信した事象や、改正、更新事項の連絡に関して迅速な対応が取られているのでありがたい。
- 現在、町の施設を使用させていただきありがたいが、2階利用のため肢体不自由児の利用は少し危険 11を伴うことと、非常災害時を考えると恐怖に思う。このまま、利用させていただくのであればエレベー ターの設置などの対策をお願いします。
- 非常災害等の対応として、地域住民の避難所としての公民館しか示されておらず、一般住民と一緒の 12 寝泊まりの困難な障害児者や当施設入所者の受入をする福祉避難所が整備されていない。町による 飲料水や非常食の提供も想定されておらず、非常に不安である。(災害協定なし)
- 13 福祉に関する選択肢が多い方が良い。
- 14 行動援護、ショートの利用できる施設、日中一時の利用が希望すればできるようになれば良い。

第4次棚倉町障がい者計画 【平成30年度~35年度】

第5期棚倉町障がい福祉計画・

第1期棚倉町障がい児福祉計画【平成30年度~32年度】

発行日:平成30年3月

発 行:棚倉町役場 健康福祉課

住 所: 〒963-6192

福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字中居野33番地

T E L: 0247 (33) 2117 FAX: 0247 (33) 3715